

資料

国際法協会第六九回 (二〇〇〇年)

ロンドン (連合王国) 大会報告

国際法協会 (International Law Association) の第六九回世界大会は、二〇〇〇年七月二四日から二九日にかけて、ロンドンで開催された。会場は、同市内のバービカン・センター (Barbican Centre) という複合施設であった。参加者はこれまでで最高の約七五〇名 (同伴者を含む) であり、日本からも四二名 (会員数) が参加した。会議の日程は、次の通りであった (鍵括弧のついているものはシンポジウム、ワークショップ形式のものであり、それ以外は国際委員会)。

- 第一日 (七月二四日) 登録
第二日 (七月二五日) 登録 理事会 開会式 歓迎会
第三日 (七月二六日) 午前 ①「国際通貨基金の改革」、②「外国投資、人権および発展——総合的分化」、③「国際民商事訴訟」、④「国際通商法」、⑤「国際法教育」、⑥「軍備管理・軍縮法」
午後 ⑦「バイオテクノロジー規制の課題と展望」、⑧「人

- 口の大量移動と人道的干渉」、⑨「フェミニズムと国際法」、⑩「イスラム法と国際法」、⑪「国際商事仲裁」、⑫「国際的証券取引規制」
第四日 (七月二七日) 午前 ⑬「WTO——千年紀ラウンドの展望」、⑭「貿易・投資紛争」、⑮「国際家族法」、⑯「国際人権の法と実行」、⑰「海洋汚染と沿岸国管轄権」、⑱「文化遺産法」
午後 ⑲「腐敗行為に関する国際法の発展」、⑳「地域主義と国際法」、㉑「国際通貨法」、㉒「宇宙法」、㉓「人及び財産の外交的保護権」、㉔「環境法の国際的実現」
第五日 (七月二八日) 午前 ㉕「民事紛争のグローバル化」、㉖「世界規模の判決ネットワーク——新たな機会としてのハーグ外国判決条約企画」、㉗「持続可能な発展の法的側面」、㉘「一般 (慣習) 国際法の形成」、㉙「国内避難民」、㉚「水資源」
午後 ㉛「国際訴訟における法人」、㉜「人権および国際環境紛争と国内裁判所の利用」、㉝「国際組織のアカウンタビリティ」、㉞「難民認定手続」、㉟「国家承継の法的側面」、㊱「地域経済発展法」
第六日 (七月二九日) 午前 ㊲「国際組織のサブ・コントロール」、理事会、総会、閉会式

以下は、参加者による議論の要旨である (なお、右の日程表

の*印のものを除く)。各要旨の通じ番号は右の日程表の番号に対応している。

(道垣内正人)

① 国際通貨基金の改革

国際通貨基金の改革に関しては、Andrew Crockett (B.I.S. 国際決済銀行金融安定フォーラム議長)、Stanley Fischer (I.M.F. 国際通貨基金筆頭専務理事) および Sir Nigel Wicks (英国財務省国際金融局元局長) がスピーチをした。

まず Crockett は、金融規制の国際化による影響を論じた。金融規制は正統性の理由から国家単位で行われているが、他方、多様な国家ルールや過剰な規制の存在は国際市場に悪影響を生じさせる。この問題を解決するために、厳格で普遍的な法規則を制定するのは時代にマッチしない。流れはむしろ、同じ考え方を共有する国の集まり、たとえば OECD などと発展させられたベスト・プラクティスにもとづく拘束力がない基準といったものに向かっている。このような基準は市場の基準として受け入れられているので、守らないと市場からしつぱ返しを受ける。多様な国家グループによるこのような基準は、五〇にも上る。アクターの数が増えたことによって、I.M.F. の役割は、市場における効率性を促進するための調整役になっていくといえる。

資料

C.M. J. Fischer は、国際金融システムの改革で重要なのは、

第一に I.M.F. のような機関の正統性を新しい世界秩序の中で確保していくこと、第二に私的な市場との責任の範囲を明確にすることであるという。

グローバル化は、信認危機、波及効果、集団心理に対する脆弱性をもたらした。Fischer によれば、I.M.F. 自身、正統性および透明性を高め、より説明責任を果たすべきだと考えている。加盟国が当初の二九カ国から一八二カ国に増加したので、規制基準は普遍的であることが求められる。民間セクターに関しては、I.M.F. は建設的な関与政策をとるように努めてきた。最近では様々な危機や市場の失敗と見られる出来事が相次いだ。I.M.F. 加盟国は、オープンで市場志向型の経済を支持してきた。今後の課題は、金融システムをより安定させ、全世界的な経済成長を支えるようなものに変化させていくことにある。

最後に、Wicks によれば、国際金融システムの機能不全によって、すべての人、すべての地域が影響を受けることを考えると、I.M.F. の改革は一部の者の論争であってはならない。あらゆる事件に対応するシステムを作るのは無理だとすれば、危機の最小化が肝要である。

よいシステムの目標は、維持可能な経済成長のための枠組みを作り、すべての国にこの成長からの恩恵を受ける機会を与えることである。二〇世紀は、金本位制、戦間期、ブレトン・ウッズ体制および経済・金融グローバル化の第一フェーズ (現

在)の四期に分けることができる。戦間期のリーダーシップ欠如の時代をのぞけば、他の期間においては、リーダーシップは英国中央銀行および米国によって行使されており、最近ではG7やG10などのGグループによる集団的リーダーシップが見られる。

(野村美明)

今や伝統的なリーダーシップを支えてきたテクトニック・プレート動かすような五つの重要な力が働いていると見られる。第一にソビエト連邦の崩壊、第二に世界市場の成立、第三にEUの役割の増大、第四に新興市場諸国の台頭、第五に既存の国際金融機関に対する環境団体や労働組合などのNGOからの正統性の観点からの挑戦である。さらに、特に米国議会において、保護主義、孤立主義が再興していることも変化の兆しといえる。これらの変化にも関わらず、国民国家が国際システムにおいて中心的な役割を果たすという事実是不変ではない。しかしながら、そこには調整が必要であって、IMFはまさにそのようなマニピュレーターを有している唯一の機関といえる。

補完的な地域機関を發展させる方向が議論されたりもしたが、いずれも政治的意思や財政的サポートの点で十分ではない。IMFの正統性を強化することで国際金融システムを強化すべきである。この意味で、IMFのような国際機関においては、意思決定の責任は加盟国自身にあることを強調しておくべきである。IMFをめぐる政策論争が盛んなのは、IMFが万人の福祉の増進に邁進すべきことを確認するうえで重要である。この

ように述べて、Wicksは改革の要点を次のようにまとめる。ポイントとは、変化する状況の中でリーダーシップを行使することができるといふ最適のフォーラムを作り出すことを改革の目標にすべきだということである。

② ワークショップ「外国投資、人権および発展：総合的分化」このワークショップは七月二十六日水曜日(一時から一三時に

かけて開催された。Kamal Hossain (バングラディッシュ最高裁上級弁護士、国際法協会「持続的開発の法的側面委員会」委員長)が座長を務め、Rene van Kooij(シエル・インターナショナル、健康・安全・環境問題法律顧問)、Ibrahim Shihata (ICSID事務局長)およびOscar Schachter (ロンドン大学名譽教授)の三人がパネリストとして参加した。最初にHossainが伝統的な国際法においては国家が公的な領域を独占し、市場には公的な意味が認められていなかったのに対して、一九九〇年代以降、国家の役割の減少と市場の神格化という形で国家と市場の関係が転換しつつあることを指摘したうえで、人の価値を中心とする現代国際社会における関心の方向づけを持続的開発とどのように適正に関係付けて制度化していくかが重要であるという問題提起をした。

これを受けて、まずKooijが総合と分化ということに関わる三つの問題領域を提示した。すなわち、第一に従来公共領域

(public domain)とされていた分野への私企業の進出(たとえば多国籍企業の持続的開発への取り組み)により、国と国との公的な関係を規律するものであった国際法が変質しはじめたと、第二に外国投資者の投資受入国における活動を規律する拘束的な国際法の規則はないものの、企業の活動を適正化する上で国の強制による規律はもとより必ずしも有効ではなく、むしろ企業の自発性に負うところが大きいこと、第三に国際法が企業に対して何を提供できるかを現実的に考察する必要がある、その際、企業が人権や環境に積極的に取り組むようとしていることを前提に、これを助長するために国際法がどのようにその条件を整備できるかを検討すべきことが指摘された。

ついでShihataは、投資と人権・開発・民主主義との間に何らかの確立した関係があるか、またそれら関係において世界銀行の役割はどこにあるかという問題を提起した。そこではまず開発が民主的市民・人権・適正手続など人間的価値のすべての側面における發展のために人的資源を投入することと定義され、そうした意味での開発と人権あるいは民主主義との間の事実上の関係について考察した。

貧困と安定に関するアマティア・センの所論をひきつつ、開発(發展)の拡大がより民主的価値の増進につながるという因果関係を指摘した上で、情報・サービスのグローバル化・インフラ・投資の自由化が民主的な価値の増進という帰結を導くために、外国投資の受け入れ条件に社会・環境的な観点

が導入される傾向が強まっているという事実が指摘された。そして国連の多国籍企業行動指針に見られるように、これら投資条件を監視し基準づける国際法の指針の重要性が強調された。

外国投資に関する政治的・紛争解決手続の改革、私的部門の改革の三者がいま一つ、投資分野に関する法の支配が達成可能となるという認識に基づき、世界銀行も融資決定において経済的・文化的・環境的・人権的な要因を考慮してきているが、世界銀行の場合は、あくまで融資の回収可能性という要請が優先するため、融資に政治的な考慮が介入することを回避する必要がある、そのためにたとえば人権を直接の融資条件とするような制度にはなっていないことが指摘された。

最後にSchachterは、二〇世紀中後半期の歴史を振り返りつつ、その中における「發展」(あるいは開発)概念の意味変化を、私的部門と公的部門との概念的な関係という観点から取り上げた。一九五〇年代まではGNP概念に表わされるような経済的あるいは技術的な開発が中心として志向され、その前提としての政治的独立が發展途上諸国によって追求されたのに対して、一九六〇年代以降は、新独立諸国の台頭もあり、人間の基礎的生活の必要性(basic human needs approach)が強調されるようになり、それがさらに各国民国家のおかれた条件に応じて差異をみとめ(conditionality)多様化する「人間の顔を持った發展」(development with human face)の概念へと展開したという。そして現代的な文脈における「持続的開発」概念が内包す

る「持統」と「開発」の間の調整問題について、ICJのガブチコヴォ・ナジュマロシユ・ダム事件における交渉命令をとりあげつつ、判決を受けて当事者間においてなされる交渉が、開発計画とそれら開発によって直接の影響を蒙る人を含む全般的な人間的価値とを適正に調整する解決を導くためには、開発の特定の文脈(specific context)への考慮(particularity problem)を踏まえたうえでの「合理性」(reasonableness)を追求しなくてはならない、と述べた。

報告の後、会場からの質問やコメントとこれに対する応答が非常に活発になされたが、ここでは省略する。

(奥脇直也)

③ 国際民商事訴訟

一 国際民商事訴訟委員会(委員長 P・ナイ(オーストラリア)、報告者 C・マクラクラン(英国))は、一九九七年から民事裁判管轄権の不行使(Declining of Jurisdiction)の問題をとり上げて検討してきた。

裁判管轄権の不行使の問題とは、各国の裁判所が自国の国際的裁判管轄権を認めながら、それを行使しないのはいかなる場合か、その場合にはいかなる措置をすべきかという問題である。これは裁判管轄権の存在を前提として生ずる問題であるという理解である(もともと、大陸法系の国のなかには管轄権の不行使は管轄権の否定として扱う国もあるが、そのような場合も含

める)。この問題はハーグ国際私法会議で審議中の裁判管轄権及び外国判決の承認・執行に関する条約で取扱う問題の裏側にあり問題である。

二 このテーマについて当委員会が作成し、今次大会で報告した原則は、作成の過程にちなみ、「裁判管轄権の不行使に関するルーヴァン・ロンドン原則(Louvain-London Principles)」と称する。その概略は次のとおりである。

この原則は、国際裁判管轄権を有する裁判所が手続の停止又は終了の方法でその管轄権を行使しない場合並びに管轄権を有する他の国の裁判所に事件を送送する場合に適用する(一・一)。

このような措置は当事者の申立があるときに限るものとし、その申立は実体に関する答弁以前にしなければならない(二・一・二・三)。ただし、訴の係属している裁判所が合意により専属的管轄権を有する場合には、その裁判所は管轄の不行使の措置をとることができる(三・一)、また、他の国の裁判所が合意による専属的管轄権を有する場合には、訴の係属している裁判所はその管轄権を行使することができない(三・二)。

管轄権の不行使は、訴訟の重複係属(its pendens)、関連事件(related actions)の存在などの場合に問題となるが、訴訟の重複係属の場合には、先に訴訟を提起された裁判所の管轄権が優先するが、その裁判所は事件を他の国の裁判所に移送することもできる(四・一)。関連事件が存在する場合には、事件の併合が可能なときは、他の国の裁判所に移送することができ

る(四・二)がそれ以外の場合で、諸般の事情(当事者、証人、証拠の所在、当事者間の公平、準拠法、判決の執行等)から明らかに他の国の裁判所が適当と思われるときは、裁判所は事件を送送することができる(四・三)。

移送の手続は、当事者が訴訟の係属している裁判所において、他の国に管轄権を有する裁判所のあること及びそこで迅速な処理がなされる見込のあることを立証し(五・一)、訴訟の係属している裁判所はその裁判所と連絡をとり(五・二)、事件を送送する場合に、申立てた者が他の国の裁判所の管轄権に服すること、相手方が他の国の裁判所で出訴期限の経過、時効の主張をなしうること等の条件についても検討する(五・三)。移送の要件を充している場合には、条約に別段の定めのある場合を除き、訴訟の係属している裁判所は事件の審理を他の国の裁判所に委ね、訴訟手続を停止又は終了することができる(五・四)。

移送した裁判所の属する国は、移送を受けた裁判所の判決の承認、執行を拒否することはできるが、裁判管轄権の有無について審査することはできない(六)。

外国での訴訟の提起、手続の進行についての差止命令については、関係国が裁判管轄権の行使に関する国際条約の締約国である場合には、他の国の裁判所の訴訟手続の差止命令を発することはできず、その場合の措置はこの原則の定めるところによる(七・一)。国際条約がない場合であって、この原則が適用

される場合には、差止命令を発することができない(七・二)。また、専属的管轄権の合意が両国の法に明らかに反する場合に、この原則は救済を与える裁判所の権限を否定するものではない(七・三)。

三 この「原則」は現実を生じている国際民事訴訟法上の問題を処理するために適用するべき規範として作成されたのではなく、国際的立法のための大綱を示すものとして作成されたのである。ここにいう管轄権の不行使、訴訟の重複(訴訟競合)、関連事件などの概念は各国の民事訴訟法上必ずしも同じではないし、国を異にする裁判所間の移送も現在の法制上当然に可能とはいえないので、実際に機能する法規範とするためには基本となる概念を統一し、国を異にする裁判所間の手続を条約等で明確に定める必要があるからである。

今回の大会では、七月二十九日の全体会議(General Assembly)で当委員会の作成した「原則」を承認し、事務局長からハーグ国際私法会議にこの原則を送付すること並びに各国の裁判所及び立法事務を担当する当局、国際機関(とくにハーグ国際私法会議)がこれに意を用いるよう要請することを決議した。

四 当委員では次に法人及び法人以外の団体に対する国際裁判管轄権の問題を検討して、二〇〇二年の第七〇回大会に報告する予定である。

(高桑 昭)

④ 国際通商法

国際通商法委員会は、七月二十六日午前九時から十二時まで開催された。議長 E. U. Petersmann 教授の下で共同報告者 F. M. Abbott 教授と P. Mayrhois 教授とが作成した委員会第四次報告書を中心に討議が行われた。同報告書の概要は、つぎの通りである。

- (a) 国際通商 Governance における最近の動向 一九九九年一月二〇日—二月三日にシアトルで開催された閣僚会議 (SMC) の失敗は、WTO の Governance 手続の弱点を露呈した。WTO の規模と重要性が増したため、現行のコンセンサスに基づく決定の仕組みが適切であるか検討を要する。貿易の自由化と環境・健康・人権等の保護とを両立させることが、WTO の行動が正当化されるために必要である。
- (b) 知的所有権の貿易関連側面 (TRIPS) 二〇〇〇年一月一日に TRIPS 協定上の猶予期限が終了したことに伴い、開発途上国 (LDC) は実体・執行上の義務の大部分を履行せざるをえなくなった。LDC はこの新義務への対応、および先進国からの多くの紛争解決申立を危惧して、猶予期間の延長を要請した結果、この要請がもつと十分審議されるまで申立の開始を凍結するという非公式な合意が一九九九年の WTO 理事会会合で成立した。インターネットの地球性とインスタンティ性は、知的所有権の属地的保護の再考を余儀なくする。一九九九年十二月以降、インターネットのドメイン・ネー

ムの濫用に関する紛争解決の WIPO への申立が急増している。知的所有権の消尽と並行輸入との関係を審議する会合が、一九九八年十一月にジュネーヴの Graduate Institute で開催され、国際機関、加盟国政府、業界および学界の代表が多数出席した。そこで Abbott 教授が作成を要請された、本問題に関する第二次報告書が今次大会で配布された。

- (c) 貿易に関連する競争措置 (TRAMS) 貿易と競争政策との相互作用に関する WTO 作業部会には、先進国と開発途上国が積極的に参加した。一九九〇年以降三五以上の LDC または社会主義から市場経済へ移行期の国家が競争法を導入し、または実質的に改正したことは、LDC が一層効果的な競争法の枠組みを採択し履行しようとする意気込みを示す。TRAMS に対する WTO 加盟国の対応について、EU は WTO がかなり包括的な競争法の協定を採択すべしと提案するのに対して、日米は新協定が対象とする貿易関連の競争法を詳細に特定すべしと主張する。開発途上国には、WTO 競争法は、LDC が強く支持してきた UNCTAD の制限的商慣行コード (一九八〇年) における諸原理の拡張であるので賛成する国と、同法は、多くの LDC または移行期の諸国において重要な役割を果たす国営企業または独占企業を違法としようとするから反対する国とがある。さらに、新しい WTO 競争法がダンピング法に取って代わるべきだと主張する委員がいる反面、それに反対する委員もいる。委員会の大部分の

委員は、WTO が当初の段階では国際カルテルおよび輸出・輸入カルテルのように加盟国間の貿易を直接阻害する事項を規制するルールを包含する多数国間協定を採択することが最も妥当であると考えている。

- (d) 貿易に関連する環境措置 (TREM) Shrimps-Turtles 事件で上級委員会は、Tuna-Dolphin 事件と異なつて、GATT 二〇条の文言が尊重される範囲で、加盟国が一方的な環境政策を採択し得るという見解を表明した。さらに上級委員会は、GATT 二〇条が内国環境保護法と貿易自由化とを調整する基準であると理解すると述べた。上記報告書は、つぎのような数多の問題を提起する。(i) 紛争解決了解 (DSU) 三条によると、何人も原則として amicus brief を提出することができ、実際にパネル (小委員会) にそれを提出した。WTO 加盟国以外の actor は、加盟国と異なつて、DSU に拘束されないものであるから、紛争解決手続へ参加するもつと多くの機会を与えられるべきではないか。(ii) GATT 二〇条 b 号 (人、動物、植物の生命または健康の保護のために必要な措置) と g 号 (有限天然資源の保存に関する措置) との関係は依然としてパズルである。g 号は b 号の特別法であるか。(iii) 上記報告書は「偽装された貿易制限」として処理したが、それに関する解釈論を十分展開していない。この文言は「権利の濫用」と理解してよいのか。(iv) 多数国間環境条約 (MEAs) は、WTO 紛争解決手続でどのような地位を占める

のか。現行の二〇条は MEA への明示的な言及を含めるように改正されるべきであるか。同じ目的は、正式に改正をしなくても、「その後の慣行」によって達成され得るのか。(v) 内国環境保護法の域外適用に対する紛争解決の申立は未だないけれども、今後は増加するであろう。(vi) 衛生植物検疫措置 (SPS) の適用に関する WTO 協定についてのパネルおよび上級委員会の報告書は、GATT と SPS との相互関係を明確にした。しかし貿易の技術的障害 (TBT) に関する協定と GATT との関係および同協定の諸問題が未解決のままである。

- (e) 国際通商における「法の支配」 一九九九年六月のジュネーヴ会合で Oppermann 教授と Petersmann 教授は、私人が国内・地域当局に対しまたは WTO 法廷で WTO 法違反を主張するのを許容すべしと提案した。この提案に対して Jackson 教授は、国際的義務を履行するに際して国家が内在的な裁量権を有すると批判し、これに同調する委員もいたもので、コンセンサスが得られなかった。委員会での討議の結果、つぎの諸原則についてコンセンサスが得られた。(i) 国際通商法の bona fide の遵守 WTO 協定一六条四項および DSU 二二条一項により、加盟国は、国際的義務を完全に履行する義務を負い、代償は一時的手段にすぎず、譲許の停止は、紛争解決機関 (DSB) が承認した後でのみ用いられる例外的な措置である。(ii) 透明性 WTO の紛争解決における透明性を増すため、D

S Bに提出された書類の秘密扱いでない要約を公表する、パネルおよび上級委員会の報告書が加盟国に配布された当日に一般にも公表する、利害関係者の紛争解決手続への参加を増す等の措置がとられなければならない。しかるにDSU三条六項の規定にも拘わらず、加盟国は、相互に合意された解決を通告するのを屢々嫌がる。(iii)民主主義的参加 国内・国際レベルにおけるWTOルールの交渉と履行への民主主義的参加を強化する必要性がある。Peterson教授は、ECの経済社会委員会をモデルにした、種々の経済社会活動の代表者により構成されるWTO経済社会委員会——すべてのWTO文書へのアクセスおよびWTO機関との協議はWTOに対する公衆の支持を増し、WTO活動に対するNGOおよびレントを追求するロビーによる圧力の行使を抑制する——の設置を提案する。(iv)司法審査 個人の自由および無差別に対する政府規制の司法審査は、自由および無差別の国際的保護の改善を図るため、対外政策の領域で強化されるべきである。

(f) WTOの紛争解決制度 WTO発効後五年間に一八八件の協議請求があり、三〇件がパネルおよび上級委員会の報告書の採択により終了しており、四〇件が和解または係属中である。LDCは、三六事件で原告として、一〇〇事件で原告または被告として紛争解決手続に参加し、いくつかの国(特にインド)は第三国として意見を表明している。このようなLDCの紛争解決手続への積極的な参加が、S M C期間中の

一九九九年十二月一日に二九加盟国により調印されたAdvisory Center on WTO Lawを設置する条約の締結に寄与した。DSU二条五項に定める裁定実施の監視のための特別パネル(一九九九年だけで四件)および二条六項による対抗措置の承認に関する仲裁が増えた。DSU見直し交渉過程で、二条と二条とをリンクさせ、裁定の実施を監視するための特別パネルの設置が提案された。

(g) 文化を理由とする例外 本委員会は、WTOルールに対する「文化による例外」を研究課題とするか否かを検討中である。これはIL Aの文化遺産法委員会のO'Brien議長の見解によるものである。この概念は多義的であり、論争が多い。たとえば、EUはaudio-visual市場参入への制限として用いるのに対しLDCまたは他の加盟国は現地文化遺産を保護するための潜在的メカニズムとして用いる。

七月二九日IL A全体会議は、国際通商法委員会の(i)知的所有権の消尽と並行輸入との関係、(ii)競争政策および(iii)国際通商における「法の支配」に関する宣言を採択した。就中、(i)の宣言は、特許製品の並行輸入に関する勧告を策定する際には、ある種の政府規制が貿易の歪曲をもたらすこともありうる事情を考慮すべきであり、また特許製品の並行輸入へのアプローチに部門別の相違があることに留意し、加盟国が消費者および生産者の利益の保護に最適である特許製品の並行輸入へのアプローチを探索し続けるように勧告する。知的所有権の国際的消尽理論

の熱心な唱道者であるAbbott教授が、特許製品の並行輸入へのアプローチに部門別の相違があることを認めたのは、一九九八年一月のジュネーヴ会合で製薬業界の代表者が同業界における価格差が政府規制に依る事情を強調したことへの対応である。

(小原喜雄)

⑤ 「国際法教育」

先回の台北大会でワークショップの形で取り上げられた本主題につき、国際法協会は、チャールズワース教授(Charlesworth)(オーストラリア)を委員長、ギャンブル教授(U. K. Gable)(米国)を報告者とする委員会を立ち上げた。本委員会は、先の二名の他、六名の委員(米国二名、英国一名、フランス一名、ブラジル一名)しか擁しておらず、地理的配分また法体系の観点からも、本主題を論ずるに必要な普遍性を獲得していない。こうした事情もあり、委員会は、委員のリクルートを兼ねる形で各出席者の自己紹介と国際法教育のバックグラウンドを開陳する作業で開始された。

ウィリアムズ教授(M. Williams)(アルゼンチン)の司会の下、報告者が、①国際法教育における理論的役割、②大学カリキュラムにおける国際法の地位、③ロースクール以外の場所における国際法教育、④新しい情報技術と国際法、⑤国際法における新教授法について報告を行った。また、委員会に出席していたクー氏(C. Ku)(米国)により、本主題に関する米国民

法学会の取り組みの紹介が行われた。その後、各出席者により、自国における国際法教育の実情と問題点、及びその改善の必要性につき、様々な角度から意見が述べられ、全体として報告で示された委員会の作業の一般的方向性が支持された。

個人的には、本委員会が今後作業を進めるにあたっては、大陸法系の共同報告者を獲得しなければ議論としての普遍性を獲得できないであろうという感想と、さらに米国を中心とした先進国の取り組みに偏することなく、途上国の実践をも視野に入れた議論が必要ではないかとの印象を得た。たしかに、ロースクール構想が本格化しているわが国にとっても、法学教育における国際法の位置付け、国際法の講義のあり方(全体像を得るための概論の提供か、より個別・専門化した科目の提供か)、さらには教授法の改善(ケースメソッドか一般講義か)の問題が浮上しており、また万国国際法学会でも本主題が取り上げられたことからわかるように、主題そのものの重要性は明らかであるが、①の問題への十分な関与がなければ、今後の展開次第によつては、本作業がいわゆるFD(ファカルティ・ディベロップメント)に墮する恐れも感じた。全般的印象としては、委員会が単なるインタレスト・グループに陥らないように、テーマの選定は国際法の法典化に資するという協会の本旨に沿う形で決定されるべきだとの印象を禁じえなかった。参加する委員の少なさはこうした批判を含んでいるとも考えられる。いずれにせよ、実質的な報告書が提出される次回以降の作業の展開を見

守りたい。

(坂元 茂樹)

⑥ 軍備管理・軍縮法

1. 軍備管理・軍縮委員会は、今会期のために第五報告書「国内および国際検証措置」を提出した。報告書の中心は「検証措置の新アプローチ」と題する二章で、その内容は一般的考察、効果的履行のための法的枠組み、軍備管理機関とそれらの国連との関係、国家とそれらの軍備管理機関との関係、化学兵器の禁止を確保するための検証措置、核実験禁止とその検証、検証への種々のアプローチ、国内検証手段、協力的検証の要求、実施を確保するための動機、予防的保護措置、制度構築、検証措置の実施における紛争解決、軍備管理分野における安保理の權威に分けて説明されている。

報告書ではとくに国際法的観点からアプローチする努力が払われた。軍備管理法が主に条約法であるとしつつ、軍備管理交渉の成功は今日もはや新条約の単なる締結よりもいかにしてそれが履行されかつどのようなレベルの実施が確保されうるかで評価されるとしている。この観点から、検証の問題は重要である。検証は三つの要素、すなわち、事実の確定、それらの法的評価および違反の決定によって要請される対応からなる。したがって、それは履行や適用の単なる事態の事実認定よりも一層広く、協力的アプローチを示している。

適切な検証手続は冷戦終結により発達し、その過程を国連も支持している。検証の一八原則が一九八八年総会決議 58/85 により承認され、以後検証に対する国連の役割に関する研究も進められた。爾来、軍備管理協定に検証規定が導入されてきた。

この委員会のマンデート内の問題として、検証措置の考察や軍備管理義務の履行におけるその重要性が指摘されてきた。その考察の中で、検証の基本原則は平等、無差別、相互主義、検証過程の普遍性などを含み、具体的に国連と化学兵器禁止機関 (OPCW) の関係に関する協定案、包括的核実験禁止条約、イラクにおける国連特別委員会 (UNSCOM) の検証問題などの検討が求められている。

報告書は、三章で「将来の作業計画」として、この委員会の二〇〇一年までの一〇年間のマンデートで完成できなかった問題を指摘し、委員会が将来の行いうる活動として小火器 (small arms and light weapons) の回収および破壊を容易にする法的手続、転換計画を容易にする国際協力の法的検討、一九七二年 ABM 条約の回顧的評価などをあげる。

2. この委員会は、七月二十六日午前、Rosa (フィンランド) を議長に、約二〇名の出席のもとで開かれた。冒頭 Dainis 委員長 (オーストラリア) の挨拶で軍縮・軍備管理法研究の必要性が強調され、続いてラポルトウールの Beggs (ドイツ) が委員会の活動と第五報告書の問題点を説明し、ラポルトウール補佐の Dahinden (スイス) がとくに検証問題について補足説明し

た。ついで議長は報告書の各章毎に承認を求め、報告書の文言についての質問などがあり、また、検証の具体的問題をめぐっての若干の質疑も行われたが、あまり異論はなく、報告書は承認された。コーヒー・ブレイクの後、委員会の決議案の検討に移り、いくつかの文言修正が行われて後、委員会の作業計画の継続を要求する決議として採択した。

(藤田久一)

⑦ 「バイオテクノロジー規制の問題と展望」

このワークショップ (WS) は、七月二十六日午後二時半から五時半まで開かれた。座長は、英国農業環境バイオテクノロジー委員会 (AEEBC) 委員長でケンブリッジ大学教授の M・グラント (英) が務め、パネリストは、W・コーニッシュ (英) ケンブリッジ大学教授 (知的財産法)、T・クリストフォール欧州委員会法律顧問 (WTO/DSB における牛肉ホルモン事件 EC 補佐人) S・カマルゴ・ヴィエイラ (ブラジル) サンパウロ大学教授、そして位田の四名であった。

今日、遺伝子組換え作物 (GMO) やホルモン剤の使用が国際法に携わる者にとって困難な問題を提起している。これらのようなバイオテクノロジーの発達から起因するさまざまな問題についていかなる法的枠組みを用いるべきか。国際通商法が、知的財産法か、また公衆衛生法か。さらにいかなる法概念を使うのか。今大会でこのワークショップを設けた理由は、こうし

た疑問に答えようと試みるものである。まず、座長グラント教授が、バイオテクノロジーが膨大な潜在的可能性を持った分野であること、しかしそれに対して社会の意見は極めて多様であり、グリーン・ピースのような環境保護を強く主張する立場から遺伝子組換え作物の生産者や企業の依って立つ立場までの幅広い幅の中でさまざまな考え方が出されていることなどを一般的に指摘した上で、このパネルでは、バイオテクノロジーに関連して、倫理問題、環境保護、食糧と貿易、そして知的財産権問題をそれぞれのパネリストが報告することを紹介した。

最初に位田が、バイオテクノロジーの国際法規制に関連する倫理的側面について報告した。位田は、まずバイオテクノロジーを「ゲノム科学の成果の応用」と定義しつつ、これが動物や植物のみならず人間をも含む広い概念であり、法律家がともすれば GMO (遺伝子組換え産品) のみに注目しがちなことに警告を発して、この問題の倫理的側面を、ヒトゲノム研究に関連した「人の生命」に関わる側面と、ヒト以外のゲノム研究の成果の産業的利用に関わる側面とに分けて分析した。

前者について、位田は、ヒトゲノム研究とその応用が医療面で大きなインパクトをもち、それゆえに例えば高齢化や医療の不公平などの様々な社会問題を孕んでいることを示唆する。特に医療や医薬品に関する特許は、オーダー・メイド医療やゲノム創薬の形で人々の健康維持に偉大な進展をもたらすと同時に、

特許使用料が大きな社会的コストとしてのしかかる。この点でバイオテクノロジーは市場経済論理と衝突し、社会保障制度に大きな負荷を懸けることになる。また人権の面でも、研究試料提供者のインフォームド・コンセントの確保や、遺伝情報が明らかになることによる個人情報保護の確保や差別防止などが重要な問題として登場している。さらにバイオテクノロジーの発展は、人体における遺伝子操作を可能にし、その結果「人の生命」そのものに対する考え方を大きく変化させる可能性がある。それゆえユネスコ「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」は、人クローン個体の産生などの人の尊厳に反する行為を禁止している。

人以外の動物・植物については、バイオテクノロジーは第一に食糧生産に大きな影響を与える。特に世界の食糧の生産・貿易システムはバイオテクノロジーの発展により大きく変化することがある。また、遺伝子組み替え技術は、新しい強くて高収量な品種の産生につながり、それが結果的に生物種の多様性に大きな影響を与える。第三に、遺伝子組み替え産品のもつ未知の危険性に対して、様々な問題が生じうることを見込む必要がある。

次に、バイオテクノロジーとその生成物に関する知的財産権問題について、一方でそれが「生きているもの」に関する知的財産権であることにより、従来の特許の概念では捉えにくい性格を含んでいることを指摘し、他方でこの問題が、環境保護、

動物に関連する生命倫理、食糧生産、そして貿易自由化といった様々な点からの南北問題でもあることが指摘される。最後に位田は、知的財産権制度の有用性は肯定しつつも、既存の制度そのままで適用には疑問をはさみ、ヨーロッパ連合バイオテクノロジー指令に見られるような新しい制度の創設が必要ではないかと提言する。

ヴィエイラ教授は、生物安全性および生物多様性の観点から、ブラジルでの経験として、「Bio Amazonia」計画を中心に、ブラジルの経験を紹介した。ブラジルは環境省とバイオ・アマゾン・ア(NGO)との間で生物多様性保護の実施のための契約を締結した。これはプライベート・セクターの活動の実効性と施策の透明性を確保するためにとられた方法である。バイオ・アマゾン・アの目的は、バイオテクノロジーと生物多様性および生物安全性という三つの要素を組み込んだ官・民パートナーシップである。そこでは、生物多様性保護活動、品質保証書発行、特許への対応、ジョイント・ベンチャーなどが枠組みとして設定されている。同教授は、この制度を詳細な数字や文書をOHPを使用して説明を試みた。バイオ・アマゾン・アの詳細は、H P の www.bioamazonia.org.br/ に示されている。

さらに、同教授は、ブラジルと製薬会社ノヴァルティスとの協定をとりあげ、バイオテクノロジーによる創薬と生物多様性保護についての、法律に基づかない制度を紹介した。また、最近の遺伝子組み替え豆類に関して発生したGMO食品輸入制限

違反は事件についてのブラジル国内裁判所の判決や、ブラジル人の生物多様性に対する意識の高さなどについて、早口で詳細な説明が行われた。

次にEUのクリストフォール氏は、GMO規制に関していかなるタイプの法が適当であるかを分析した。同氏は、これを国内レベル、地域レベル、国際レベルの三つに分け、国内レベルでは、安全性評価などのリスク・アセスメント、並びに、科学的不確実性、倫理的考慮、宗教的背景、GMOラベルなどのリスク・マネージメントが必要であることを挙げた。また地域レベルでは、地域統合の性格と範囲、リスク・アセスメント、調和措置などの要素を、EUの実際の方法を例にとり説明した。国際レベルとしては、特にWTO協定と生物多様性条約カルタヘナ協定をとりあげ、自身の経験からWTOの産品・加工アプローチについて触れた。最後に同氏は、カルタヘナ協定の重要性和その実施の困難さを指摘するとともに、WTOがこの問題について今後様々な方面からの圧力に耐えうるかどうかにつき、疑問を提示して締めくくった。

コーニッシュ教授は、バイオテクノロジーの知的財産権問題について報告した。同教授は、まずバイオテクノロジーについて権利付与の可能性、その場合の権利主体、および権利の性質の三つの問題あることを指摘した。その後、特許制度の基本的な前提として、産業・経済振興政策、投資と発明の奨励、既存テクノロジーとの関連について説明し、また現在ある国際的規則

について、WTOのTRIP協定ではすべてのテクノロジーが特許可能であることや、EU指令が特許の範囲を拡大したことを指摘した後、特にヒトゲノム計画に関して議論されているような発明性に関する問題や、バイオテクノロジーに対する特許可能性についての倫理的配慮について指摘した。最後に同教授は、特許と並んで著作権の利用を示唆している。

質疑・討論は、この問題の大きさを示すかのように様々な問題が提示された。ショーン(米)からはTRIP協定第二四条の意味、ブラック(英)からはリスク・アセスメントのうちの政治的リスク、ボイル(英)からはGATT・WTOと生物多様性条約・カルタヘナ協定との関係などが提起されたほか、幾人かの出席者からバイオ・アマゾン・アやブラジル法などの追加的説明が求められ、それぞれバネリストから回答があった。

最後に座長のグラント教授が、この問題の複雑さを改めて指摘し、これが結局は科学、社会、自然という三者の関係を形成するものに他ならない、と締めくくって、本WSは閉会した。

(位田隆一)

⑧ ワークショップ「人口の大量移動と人道的干渉」

ワークショップ「人口の大量移動と人道的干渉 (Mass Migration and Humanitarian Intervention)」は、難民法が法典化された時点では予想もされなかったような近年における難民の激増、および、かつては国内問題と見なされていた国内避難

民の非人道的な状況に対する国際的な懸念の拡大を背景に、国際法はこのような問題にどのように対処しうるか、より断固とした人道的干渉を行うべきだとする議論は正当化しうるか、といった問題意識のもとに開催された。座長は、国際司法裁判所の R. Higgins 判事が担当した。

最初の報告者である UNHCR ヨーロッパ事務所副所長の Jean-François Durieux は、今日では難民法は有効に機能しておらず、難民条約はその有効性を終えたのかと問題を提起する。難民条約は冷戦期においても一種のフィクションだったが、ヨーロッパでは冷戦終了直後のユーフォリアのもとでもはや難民問題は基本的には解決したという幻想に基づく楽観論が支配し、他方アフリカの場合も、OAU 難民条約は非植民地化のユーフォリアに基礎をおいていた。難民法は責任ある国家の共存を前提とし、潜在的な相互主義に基づいて主権の「ソフト化」を追求するが、グローバリゼーションの影響もあってこの前提は実現せず、西欧では多数国間主義への疑問が生じている、と彼は論じた。

次の報告者である国内避難民に関する国連事務総長特別代表を務めていた Francis Deng によれば、国内避難民と難民との違いは領域国の主権にあるが、主権は責任を伴うものへと意味変化を遂げており、政府が意思と能力を欠く場合には国際社会の対応が必要となる。しかし、国内避難民については規範的枠組みも組織も存在しない。彼が特別代表として推進してきた「指導

原則」は、既存の法のリステイトメントであって政府との対話の枠組に用いるものであり、広く受け入れられてきた。他方、組織については新組織の樹立に関する政治的意思はなく、既存の組織としても UNHCR にはその能力がないので、すべての国連機関の協力・調整に待つ他はない、という。

最後の報告者は難民法に詳しい合衆国の Guy Goodwin-Gill で、難民発生国と国際機構の責任に関する枠組を与えるものとしての国際法の役割を論じた。難民条約の定義は国境を越えることを要件としていたが、この点では変化が生じており、難民発生国の責任は領域管理責任から人権を保護する責任へと発展している。他方、国際機構の責任に関しては、安保理理事会における「平和に対する脅威」概念が人権、人道、「良き統治」などを含むものに変化していることに注目、安保理決議の法的意味は、難民の権利と難民発生国の責任の承認、個人責任の承認、および援助を受ける権利 (right of access) の承認を含意し、これについては憲章二五条にしたがってすべての加盟国の義務が生じる、とされた。

討論では、人口の大量移動、とくに国内避難民（その規模は過大評価されているのではないかと指摘があった）は様々な原因で生じるものであり、人口移動自体に問題があるわけではないという点については見解の一致があった。議論の焦点は難民発生国の責任の問題であり、この問題の重要性を強調する発言は多かったが、ここでいう「国家責任」の意味が問題とされ、

これに対応する二次的義務とは何か、とくに政府の能力が欠如している場合や経済難民の場合はどうかとの問題が提起された (K. Rowny、ポerland) のに対して、「崩壊国家」の場合には国際社会、とくに国連の問題となる (Goodwin-Gill)、「責任」とは国際法上の国家責任の意味ではない (Durieux) との回答が行われた。その他、長期的な解決としての帰国 (国内避難民の場合は「帰郷」) の問題や、non-refoulement 原則の適用の問題などが議論されたが、テーマの一方におかれた人道的干渉については、Durieux の報告がコンソボの例を挙げて地域的対応に触れ、Goodwin-Gill の報告がテーマの二つの要素は必ずしも関連しない指摘した他は、議論の対象とはならなかった。

(松井芳郎)

⑨ フェミニズムと国際法

本委員会では、オランダ支部のシュライバー (Nico Schriver) 氏の司会の下、委員長のコチキン (Christine Chinkin) 氏の挨拶に続いて、報告者であるカナダ支部の (ク) ノップ (Karen Knop) 氏より「国際法における女性の平等と国籍」と題する大要次のような報告が行われた。この報告は、台北での予備報告に、その後の委員会メンバーからの助言等を反映し、加筆・訂正したものである。

報告者は、国籍における女性の平等をめぐる諸問題を国際法の立場から、第一世代、第二世代及び第三世代の問題の三つに

分ける。第一世代の平等とは、妻の国籍の夫の国籍からの独立の問題であり、一九五七年には、夫の国籍からの妻の国籍の独立を規定した「既婚女性の国籍に関する条約」が成立した。次に第二世代の問題は、夫と妻が異なる国籍を保持するようになったとき多くの国で発生した次の問題である。①父系血統主義の採用により子の国籍に関し父母の不平等が生じ、父の国籍を承継できなかった子が無国籍となる場合が生じた。②一九五七年条約でも容認された帰化条件における男女差、つまり、妻が夫の国に帰化する場合は、夫が妻の国に帰化する場合に比較しての要件の緩和である。この第一・第二世代の問題につき、一九七九年の女性差別撤廃条約は、完全な男女平等を規定した。最後に、第三世代の問題となりうるのは、第一・第二世代の問題における平等の実現により出現した混合国籍の家族が、配偶者の一方の本国に居住する場合、外国人である他方配偶者（妻である場合が多い）や子が、居住国において、居住、労働、選挙、その他の問題につき、国民であるがゆえに与えられる権利や利益を受けることができず、そのため、本人や家族の生活や一体性が重大な影響を受けるということである。これらの権利や利益を享受するには、結局、居住国（相手配偶者の本国）に帰化するほかはないことになる。この場合、関係国が重国籍を認めなければ、外国人である配偶者（多くの場合妻）は、自己の国籍の放棄を強いられることになる。また、米国の事例に見られたように、自国民が永住権者である配偶者のみにその外国

人配偶者の居住申請を認めているような制度の下では、申請を左右できる配偶者が相手配偶者を虐待する場合（ほとんどの場合夫による）を生ぜしめることもある。これらの第三世代の問題は、国籍における平等と家族生活への権利とに深く関わる問題であって、その解決については一九九七年の国籍に関するヨーロッパ条約が参考になる。

以上のような報告の後、報告者は予備報告にはなかった決議案と勧告案を示したので、報告後の議論は主としてこれらに集中し、さまざまな議論の後、当初の案を修正した大要次のような内容の決議案と勧告案を採択した。

決議案 各国の国籍に関する準則は、次の諸原則に基づくものとする。(1)国籍保有の権利、無国籍発生防止及び性に基づく差別の禁止。(2)国籍及びそれに関わる諸権利の享有・行使における、女性差別撤廃条約1条が規定するような平等原則。(3)移民及び国籍に関する特権的な取り扱いを（婚姻のような）個人的な関係に基づいて行う場合、性や婚姻上の地位等を理由とする差別の禁止。(4)女性差別撤廃条約九条に規定されている原則。(5)その成員の一部が居住国の国籍をもたない混合国籍家族の場合、①居住国の国民ではない家族が、居住権及び労働権を含む一定の市民的・社会的・経済的・文化的権利につき、居住国の国民である家族と等しい扱いを受ける権利の、居住国による承認。②配偶者又はパートナーが短期間の待機期間の後に、自身の国籍を喪失することなく、他方の配偶者又はパートナー

の国籍を取得する権利の承認。③子が両親双方の国籍を取得し保持する権利の承認。(6)自国民である家族との個人的関係によって外国人の国籍や居住権取得が容易化されている場合、その容易化の方法が、自国民である配偶者又はパートナーによる外国人配偶者又はパートナーに対する虐待の原因となることの防止。(7)子が重国籍になる場合であっても、異国籍の両親がそれぞれその国籍を子に伝える権利。(8)性に基づく差別により国籍を喪失又は否定された個人への国家による効果的な救済手段の用意。(9)国籍の準則における平等がその運用面で骨抜きにされないための仕組み作りとその実践。(10)国内的・国際的レベルで、国籍法のすべての改正への女性の参加。

(鳥居淳子)

⑩ イスラム法と国際法

本委員会は一九九二年カイロ大会での同名ワークショップをその母体とする。カイロでは開催地の故もあって一〇〇名近い参会者があったが、質疑の多くが原理主義過激派の行動などイスラムを代表するとは言いがたい表面的現象に引きずられたものとなっていた。今回のセッションでは専門性の高い報告書が出されていたのに、出席者は逆に十数人に止まるという皮肉

な結果を示した。

報告書はKhadja Elmadrad (チロット) とAneur Zemmali (チロニア) 両者によるもので「L'Asile et les Réfugiés dans la Tradition Musulmane」と題され今回提出された二十余の報告書のうち唯一フランス語のもの、イスラム圏での庇護の歴史の淵源とその制度的発展を「ビジュラ」(迫害を脱しての移住)、「アマーン」(安導・保護取極)の概念から説き起こし、これが供与義務、請求権の両面でイスラム機構会議一九九〇年採択のイスラム人権宣言一二条、一九九四年のアラブ人権憲章二三条に結実していると詳細に説く。ただしセッションの場では報告者がレポートの内容をなぞる解説を進めている途中で議事進行の観点から書面の内容は既知のこととしてその先の議論に入るようにとの注意があり、その結果展開された討論は庇護・難民問題という各論問題を直ちに離れて幅広い総論的問題へと回帰し、イスラム五六カ国での体制差(シャリーアのみが根源的法源か、シャリーアと市民法の二元制か、政教分離の下での世俗法一元制か)がある中でそれを「イスラム法体制」と見るべきか、またイスラム諸国での過去と現在での法の変遷、理論と実際との乖離、アラブ諸国と非アラブ国家間での相違、伝統制度でもイスラム化以前からのものとそれ以降のものとの区分の必要などを巡ってエジプト、パキスタンなどからの出席者も交えてイスラム圏からの出席者相互間で時に熱を帯びた主張の交錯があった。

このように「イスラム法」自体の定義・内容に関する議論が専ら圈内会員によってなされる結果となったのは、委員会が長のBedjaoui (アルジェリア) を初めとして北アフリカ籍の者で占められ、また報告書がイスラム法についての一般的説明抜きに直接庇護問題のみに絞って論じたことも一因であったと思われる。議論をイスラム圏の地域的問題として終わらせないためにはこの点を修正する必要があるが、日本支部からの出席者二名も先ず議論の基点とすべき「イスラム法」の定義・内容を特定、明確化して圈内、圏外双方からの検討の前提を築くべきこと(東、国と教会との関係が欧州統合の過程でも新たに問われている現在、イスラム問題は平和、人権の観点からも全般的政教関係問題の一環として位置づけてグローバルな議論に資することが望ましい(久保)との意見を提示した。

今会期の決議としては、人権擁護を旨とするイスラム法が国際法上の庇護制度の進展に寄与する要素を持つ(特に地域レベルで)ことに着目して次回に向け更なる検討を続けるとの趣旨のものが採択された。しかし、上に略記したように委員会の構成、各論的テーマの当否など基本的問題の再検討が今後に残されたものではあるまいか。庇護・難民制度を主題とすることには他の人権、難民関係諸委員会のテーマと重複するとの指摘が討論中にもあり、またこの問題への特化は両性関係などイスラム諸国が人権関係諸条約の論議に際して主張するいわゆる「伝統文化に根ざす慣習」に関わる諸事案を論議の対象から除外する

結果をもたらしかねない。委員会の方向づけ自体が更に問われ続けなければならないと思われる。

(久保敦彦)

① 国際商事仲裁

国際商事仲裁委員会は、七月二六日午後二時から五時まで、百余名が参加して開催された。議長をつとめたパリ大学のカトリヌ・ケセジアン (Cathrine Kessedjian) 教授が、新委員長であるパリ大学国際私法担当ピエール・マイア (Pierre Meyer) 教授、ラポルトゥールのオードレ・シエバード (Audley Sheppard) 弁護士、ナグラ・ナッサ (Nagla Nassar) 氏と参会者の発言を促して進行させた。

テーマは「国際仲裁判断執行拒否事由となる公序」で、最初のラポルトゥールのシエバード氏が、ほとんど独力で作成した報告書を提出、ついでマイア委員長が、今回と次の委員会での取纏めたいとする三頁半ほどの報告案 (proposed recommendation) を約四〇分説明のうえ、それに関するコメントを求め、最後に今会期の決議案と次回のトピックを決定した。なお日本委員会では、従来と異なり、今会期を前にして研究会を催すかわりに筆者から委員各位に見解の提出を願ひ、それに基づく報告を一月に提出した。日本では公序を理由として仲裁判断の執行が拒否された判例がないため、その旨の報告と提起された問題への理論的分析が内容となっていた。

契約準拠法、履行地法等に照らして問題ないか検討するのでなく、自国法に照らして判断すべきで、仲裁判断執行拒否事由ありと判断する前に、事案の国際性、拒否の根拠とする原則が国際社会でも支持されるものか (国際公序といえるか) を考慮すべきであるとしている。

マイア委員長は、勧告は諸国の裁判所に対する勧告で、ソフトローとしての考えを述べたが、勧告案については、かりに仲裁判断が環境に関する OECD の行為基準 (code of conduct) というソフトローに反する場合に執行を拒否すべきか、拒否は当事者の申し立てをまたずに ex officio でなすべきかなど多くの疑問が出された。なお委員長は自分が抵触法専門家であるため、問題をそのような発想で捉えて適切を欠く点がないかとの危惧を持つ旨いみじくも述べたが、まさにその理由であろうか、既に国際取引法という実体法として成り立っている規範を「公序」と捉える古い傾向が問題でないかとの指摘もあった。大会決議としては、二〇〇二年の大会に向けて勧告案を継続検討すること、次のトピックはレスユディカトおよびリスベンデンスとすることが決定された。日本支部提案である仲裁と調停の関係などは採られなかった。

(澤田壽夫)

② 国際的証券取引規制

資 料
今会期より E・D・フレイシュマン (USA) が議長をつと

審議内容を簡単に紹介する前に、今会期の所感を述べておく。1、過去の仲裁委員会では、議題と関係ないレポートを読み上げる会員があり、また時間を費やす質問のなかには基礎知識を欠くものがあつたが、今回はそのような発言は一二を除きほとんどなく、発言はきわめて活発だった。

2、ドイツのベックスティール教授ほか、学識や仲裁経験豊かな人の姿がみられしたが、その数がきわめて少なかった。委員長が、ロンドン大会後の仲裁委員会中間会合はアムステルダムで開くと決定、遠隔のアジアの人々には参加も容易でなかつた。ILA は過去東京、台北などアジアで大会を開きはしたが、仲裁分野では、ILA がヨーロッパの一部の人のクラブとの印象を持つ人もアメリカやアジアに少なくない。これは委員長が長年にわたりヨーロッパ出身者で、トピックの決定にあつても、おそらくその個人的関心事項が大きい比重をもつようにみえることと無関係でなかつた。

次に審議次第の報告であるが、ラポルトゥールの三六頁から成る報告書は、仲裁判断と国内・国際公序に関する手際良いまとめであり、この問題に興味を持つ方々の一読を勧めたい労作であつた。

マイア教授の起草にかかる勧告案は、仲裁判断の最終性が、例外的状況の場合を除き確保されるべしとの原則にはじまり、例外的状況として、実体的または手続的公序違反の場合があるとす。そして仲裁判断執行を求められた裁判所は、仲裁判断が

め、K・ホーヴァー (Sweden) 及び P・G・ワイリス (Australia) が引き続き共同報告者となつた。台北における前会期の合意にしたがつて、インターネットでの証券取引のような問題における管轄権問題についての、各国の基本的態度を把握するために、質問集を各国支部に送付して回答を請求した。しかし、回答は充分には得られなかつたとの報告があつた。

今会期配布された報告者は、六九頁の大部のものではあるが、その大半は、I・ABA サイバースペース委員会の報告書 (二一―五一頁) 及び、II・UK の財政サービスおよび市場法の今年度の改正に関する抜粋 (五二―六〇頁) からなり、それらに、III・共同報告者による管轄権問題に関する若干の報告書と、IV・議長の個人的見解が付されたものであつた。議長自身が、これを「報告書」と呼ぶことを否定したことにも明らかのように、別団体の報告書の収録が大部をしめる「報告書」のあり方には、おおいに疑問が残る。

報告書の I では、インターネット上の証券取引のような問題における管轄権の設定が論じられており、伝統的な国際法上の原則は有効ではないことを前提として、USA をはじめとして、諸国の態度の比較法的検討を行っている。同 II は、同様の問題に関する UK の最近の見解を紹介している。同 III は、新しい管轄権の基盤としての、意図、言語、通貨などを議論し、また、法選択の考察を行っている。

議長は、報告書 IV に基づいて、台北会期配布の第五中間報告

書とは反対に、政策目標は、「インターネット上の取引に対する立法及び執行管轄権を行使しない合理的な基盤をさぐること」ではなく、広く管轄権を肯定してこれを行使することにあること、また、「善意で通常は法に従う取引参加者が、インターネット上の取引から生ずる「偶発的で非意図的な犯罪性」から保護されること」であると強調した。これらの議長及び共同報告者による報告書に関する説明を受けて、討議が行われた。

討議では、下記の論点が指摘された。委員会の検討事項として、もっと状況を特定すべきこと、「自らを守れない者を保護すること」が目的であるとしても、「賢明な消費者」と「無知な消費者」の区別があり、誰を何から保護すべきかの問題があること、EU統合の経験では、「国家枠組 (national)」から「統合 (integration)」へ移行したが、そこでは、「管轄権」という伝統的概念を越える現象に対して、協力および調整 (harmonization) の理念において、もっとも適切に行使されている管轄権に関する規則を受容したことなどである。また、根本的なアプローチの仕方に関して、①伝統的な管轄権の議論と、②「地理性・地域性をもたない非地理的 (non-geographical)」な「インターネット上取引に関する国際協力や地球規模での世界基準策定への最近の動向とを、同様に議論することはできない」という指摘があり、とくに、②について、国家を起点とする管轄権行使や調整 (harmonization) の議論ではなく、世界基準の策定に向かう協力を推進すべきであるとの見解もあった。

連綿と循環回復に努めるべきである。WTOはすでに具体的な対策に着手している。途上国への貿易援助、ウルグアイ・ラウンドの実施と遵守への取り組み、意思決定の透明化がその例である。また、NGOや市民団体との対話を開始し、より開かれ明解な組織にするための方策を検討している。さらに、世界貿易に関係する他の国際機関との協力を促進することも重要である。

新ラウンドについて、Dr Supachai は、すべての加盟国のニーズをバランスした議題を採用するべきであるという。ウルグアイ・ラウンドで約束した義務の実施に忙殺されている現状で新しい争点を持ち出すのは、性急すぎる。新ラウンドは、三年の短いラウンドが望ましい。このためには、既存の AP EC や ASEAN を利用して、ミニ閣僚会議を何回か開催する方法で議題を調整すべきである。

二番目のスピーカーの Wolf は、WTO/GATT については昔と同じようにだれも知らないが、昔とは違い今ではだれもが気にしていることに注意を促す。WTO のルールはグローバル経済の最も重要な枠組みであり、だれにとっても重要である。

資料

WTO は様々な難問に直面している。第一に、加盟国の増加と多様化によって、コンセンサスを得るのが困難となってきた。第二に、扱うべき題材があれもこれもと押しつけ的になってきた。第三に、WTO はやれという途上国の要求とやるなという NGO の声との狭間に立たされている。さらなる難問が二つあ

(兼原敦子)

③ 「WTO—千年紀ラウンドの展望」

WTO—千年紀ラウンドの展望のセッションでは、Dr Supachai Panitchpakdi (タイ副首相兼商務相、WTO 次期事務局長)・Martin Wolf (フィナンシャル・タイムズ主任経済論説委員) および Mr Robert Mdelin (EC 委員会) がスピーチをし、Lord Britan (元 EC 委員会副委員長) が議長役を務めた。

最初のスピーカーである Dr Supachai は、最近のアジア金融危機を例にとり、グローバル化が機会と共にリスクをもたらすこと、国家も被害を受けうることをまず述べた。そして、グローバル化の利益を享受し、リスクを最小化すること、これが WTO の役割の中心であるという。

Dr Supachai は、WTO を取り巻く状況が大きく変化したことを指摘して、次のように主張する。第一に、加盟国と加盟待ちの国のうち、四分の五が経済移行中または発展途上の国である。これらの国も、貿易自由化から正当な分け前を受けるべきである。次のラウンドは、貿易自由化と発展との関係に配慮すべきである。

第二に、シートル閣僚会議の失敗により、機関としての硬直性、準備の不十分さ、透明性の欠如、非貿易関心事項の重要性が問題点であることがわかった。WTO は状況の急速な変化に

る。第一は、紛争解決に関して、特に EU と米国の重要な紛争が解決を見えていないことである。第二は、シートルの重大な後遺症である。

Wolf は、次の優先事項を提案した。第一に WTO の予算増。第二に NGO との関係の改善。ただし、交渉に参加する権限はないことを明確にすべきである。第三に、義務の実施が容易になるように、途上国に援助を与えること。第四に、紛争解決制度の乱用をやめ、制度が機能し効果があることを示すべきである。最後に、新ラウンドは、正統性の観点からも、合意の可能性があるものに議題を限定すべきである。

最後のスピーカーである Mdelin は、「ビッグ・ラウンド」には賛成、非貿易的関心事項を取り上げるのには反対する。次の四点が強調された。

第一に、勝者がいれば敗者がいる。貿易政策の自由化では公平さが問題となるが、均衡ではなく、変化へどう対応するかが答えである。第二に、世代間の公平と持続可能な発展とを考えるべきである。EC では、移行期における意思決定を支援するために、持続性影響評価を進めている。第三に、グローバル化を乗り切るには、WTO はより包括的で開放的になるべきである。貿易交渉は環境の交渉よりはるかに秘密主義的である。WTO が透明性を高める工夫はたくさんある。しかし、紛争解決手続きは、準司法手続きであるから、秘密性は必要である。NGO は、交渉者ではなく参加者として扱うべきである。第四点

は、リアリズムの必要性である。移行期間、エスケープ条項などの利用、義務の履行に関する技術的援助が必要である。

Maelinによれば、世界貿易は複雑化しているからWTOが非貿易的関心事項に關与していくのは当然である。問題はその方法である。NGOは、貿易ルールが支配するとか、制裁が強者によって弱者に加えられると言うが、WTOは、このようなNGOの危惧に迎合すべきではない。他方、WTOは非貿易的分野の専門性をもっと取り入れていくべきである。

(野村美明)

⑭ 「貿易・投資紛争」

このワークショップ(WS)は、七月二十七日一時より三時まで、E・ローターバクト教授(ケンブリッジ大学名誉教授)を座長として開かれた。最近の貿易・投資紛争の解決は、WTOやICSID、そして世界銀行監査委員会などを通じての新しい制度の設置や、解決の実行や判例の集積により、変容をきたしつつある。これがWSでこの問題をとりあげる理由である。スピーカーは、イェール学派の国際法学者として著名であり、元フィリップス大学教授、前フィリップス最高裁判所裁判官で現WTO上級委員会委員のF・フェリシアノ(比)、オタワ大学商事法・貿易法教授のD・マクレイ(加)、パリ第一大学教授で同国際法研究センター長、IELA国家承継法の諸側面委員会委員長のB・ステルン(仏)の三名であった。

受審者であり、またWTOの実施システムになっていることを指摘する。まず前者の点については、仲裁がWTOで最も用いられている制度であるが、WTOには仲裁規定がないため、仲裁の結果は報告されるが、曖昧なシステムである。第二に、WTOでは仲裁が協定実施において特別の役割を果たしている。調停は、申立て前、係争中、判決後の三段階でそれぞれ役割を果たしている。WTOでは他の仲裁と異なり、仲裁によってDSUの一つの段階としてWTO協定の実施を監督していることになる。

フェリシアノ判事は、また実際に行われている仲裁手続きについて、自己の経験をベースにして、詳細に検討した他、実際に仲裁によって解決された事件を取り混ぜながら、WTOの仲裁の重要性を主張した。

最後にステルン教授が、ICSIDの現状について発表した。まず、裁判管轄権については、ICSIDは付託合意をかなり柔軟に解釈し、当事者の共通の意思が見出されれば、仲裁を行うというとする。国家の側の一般の同意と企業側の特定の合意が重なって裁判権の存否が判断されることは、伝統的な考え方と較べて、非常に進んだ考え方を採っている。同教授はピラミッド事件やAPPLE事件を引用して、裁判所が付託合意の存在を広範に解釈していることを指摘した。もっとも国家の方はこうした拡大的裁判権については批判が多い。

資料

ステルン教授はまた、将来の展望を見通して、現在ICSID

会合は、最初にローターバクト委員長が各スピーカーを紹介して、始まった。まずマクレイ教授が、WTOの紛争解決了解(DSU)を分析して、DSUがWTOの法的安定性と生産性の両面から、いかに上手く機能しているか、を検討する。同教授は、DSUにおける訴訟的側面からいくつかの問題点を取り上げる。まず、DSUにおいては法が体系的であることに注意を向ける。同教授は、手続面について、DSUは白紙の状態から始められたため、とくに適用法について曖昧さが感じられたことを指摘した。そして、証拠手続について、DSUには規定がおかれていないため、通常の規則に則って取り扱っていること、環境・人権・労働問題については重い立証責任が課されているように見えることに疑問を呈する。もっとも、DSU第一七条は独自の手続を導入している。また、第一三条にいう「情報提供」手続も新しい側面である。

マクレイ教授はまた、第三一条に関して「解釈」の問題を指摘した。さらに、WTOのDSUへの申立権について、WTO加盟国にそれが認められているのは当然だが、非加盟国にも扉が開かれている可能性を指摘した。同教授に依れば、規定のないことがパネルや上級委員会に管轄権の基礎を与えていると述べた。その他、上級委員会の適用法規、DSUの調停者の役割等について鋭い指摘があった。

次いでフェリシアノ判事は、WTOにおける「仲裁」の重要性を詳細に指摘した。同判事は、これを通常手続との並行シDではこの三年間に三五件の申立てがあったこと、及び約三分の一が途上国と先進国の紛争であること、付託も仲裁条項や多数国間条約に基づくことがあることなどを指摘した。最後に同教授は、強制的仲裁は可能か、を重要な問題として挙げてコメントし、発言を締めくくった。

フロアからはいくつか技術的な質問が出されたが、これら三名の発表にかなり時間を要したため、十分な討議の時間を取ることができなかった。

(位田隆一)

⑮ 国際家族法

一九九八年に創設された国際家族法委員会(Committee on International Family Law)が最初に取り組んだのは、国境を越える親子の「交流」(contact)の問題である。「交流」は、定期的な訪問(visitation)だけでなく電話などによる子と監護権を有しない親との人的関係の維持を意味している。場合によっては、親族など親ではない者と子との交流も射程に入るとみられる。「交流」に関する紛争は通常次のような形で発生する。たとえば、スペイン人母と米国人父がニューヨークにおいて子と生活していたが、その後、離婚する。離婚に際して、ニューヨーク裁判所は、母が子をつれてスペインに帰ることを許可した。当該裁判所は、同時に、夏休みごとに子と面接交渉する権利を父に与えた。しかし、スペインに帰国後、母はこの処理に

不満をもち、子もまた父との接触を拒否する、といったものである。この例の場合、次のような問題が法的に解決されなければならない。①ニューヨーク裁判所の与えた面接交渉に関する決定をスペインの裁判所は変更することができるか。②スペインと米国から当面の問題についていかなる協力を期待できるか。③父母が何らかの形で合意するとすれば、合意はどの国の法律に従ったものか、といった問題である。

一 作業部会 (working session) は七月二七日九時より始まり、Kipat 裁判官 (インド支部) の司会の下、横山 (委員長) からの歓迎の挨拶の後、Duncan 氏 (報告者・ハーグ国際私法会議常設事務局第一書記) より次のような報告があった。

国際的な平面上における「交流」は、今日、緊急に解決されなければならない問題となっている。事実、本年の米独首脳会議において、親の一方による子の奪取と子の交流の問題は重要な議題の一つとして取り上げられ、その解決のために二国間交渉の開催が決定された。さらに、ドイツはフランスとも同様な交渉を行っている。もちろん、ハーグ国際私法会議もこの問題に取り組んできた。そのことは、一九八〇年の「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」と一九九六年の「親責任及び子の保護措置についての管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約」によって示されている。とはいえ、これらの条約は部分的にのみ「交流」の問題を規律するにとどまり、満足のゆく解決を与えるものではない。前者の条約の締結国たるオースト

リア、スペイン、英国、米国をはじめとして四七ヶ国が実効的な「交流」を可能にする国際的な合意の必要性を求めている。さらに、ヨーロッパ理事会もすでに「子に関する交流に関する条約」の準備草案を公表しており、二〇〇一年に完成させることになっている。この条約は交流に関する決定およびその変更について規定を設けると同時に、純国内的な事案にたいする統一的原則をも定めようとしている。内容的には、「児童の権利に関する条約」一〇条の規定に依拠しながら、監護権を有しない親にたいして交流を肯定するように方向づけられている。二 Duncan 氏の報告の後、主として (交流にたいする) 子の意思をいかに評価するかについて質疑とコメントが参加者からあった。最後に、子と父母双方との人的関係および直接的な交流を、例外的状況を除き、実効的に確保する勧告を作成することを目的として、本委員会が調査を継続すること、そして、二〇〇二年にニュー・デリーにおいて開催される国際法協会第七〇会期において報告することが決議された。

(横山 潤)

①⑥ 国際人権の法と実行

本委員会の会合は、Ress (独) を議長に七月二七日午前九時より四時間近くにわたって行われた。筆者 (岩沢) は、Byrnes (香港) 及び Kamminga (蘭) と共に本委員会の報告者を務めている。委員長の Scheinin (芬) は、規約人権委員会の会合のた

めは、Kamminga が「重大な人権犯罪に関する普遍的管轄権の行使」に関する本委員会の最終報告書を紹介した。報告書は、重大な人権犯罪として、ジェノサイド、人道に反する罪、戦争犯罪、拷問の四つを取り上げ、これらの罪に関して国内裁判所が普遍主義に基づいて刑事管轄権を行使することについて考察し、最後に委員会としての結論及び勧告を掲げている。民事裁判権の行使は、検討の対象から除外した。

一九四九年ジュネーブ条約及び拷問禁止条約の加盟国は、戦争犯罪及び拷問について普遍的管轄権を行使することを義務づけられている。他方で、戦争犯罪及び拷問についても条約非加盟国にとっては、並びに、ジェノサイド及び人道に対する罪については、普遍的管轄権の行使は、国家の慣習国際法上の権利であって義務ではない。旧ユーゴ及びルワンダに関する国際刑事裁判所の設立をきっかけとして、一九九〇年代に特に西欧諸国において、上記地域で行われた重大な人権犯罪に関して普遍的管轄権を行使して在留外国人を訴追する例が増えた。普遍主義に基づく刑事訴追には、様々な問題がある。国際犯罪が国内法化されていないこと、特別の捜査訴追機関が存在しないこと、公務執行中の行為の刑事裁判権からの免除の有無、領域国が与えた恩赦の効果、証拠収集の困難、国際的監督の不十分さ、などである。他方で被疑者には、刑事手続において国際人権法が保障する取扱いが与えられる必要がある。報告書は、付録にお

いて西欧諸国を中心とした「三ヶ国における最近の状況をまとめている」。

そして報告書は、最後に九項目からなる結論及び勧告を掲げている。重大な人権犯罪を犯した者は、犯罪地において訴追され処罰されるべきであるが、普遍的管轄権に基づいて処罰する可能性も十分に利用すべきである (第一項目)。普遍的管轄権の行使を認める国内法なしには、普遍的管轄権は行使されにくいので、諸国はそのような立法をすべきである (第三項目)、など。

参加者の中から、刑事裁判権免除に関する第四項目及び恩赦に関する第五項目に関して懸念が表明された。また、重大な人権犯罪を「結論と勧告」の最初の部分で定義すべきだ、などの意見が述べられた。これに対して報告者は、刑事裁判権免除に関する項目については参加者の提言に基づいた修正に応じる一方で、「結論及び勧告」は報告書と一緒に読まれるべきであることを強調した。恩赦に関する項目は結局そのまま承認された。そのうえで、「国際法協会第六九回大会は、本報告書に含まれる結論及び勧告を採択する」という決議を採択した。

これに対して二人の参加者が、本報告書並びにその結論及び勧告は国際法を十分に反映していない、特に重大な人権犯罪について現職国家機関の刑事裁判権免除が否定されるというのは *de lege ferenda* であるなどと述べ、本報告書並びにその結論及び勧告に対し留保を表明した。

二 次に「人権条約機関による認定の国内実施」というテーマの審議に移り、報告者を代表して Byrnes が同研究の趣旨を説明した。人権条約機関の「認定 (findings)」として、一般意見・最終所見・個人通報事件見解・調査手続報告を想定していること、その国内裁判所における影響を検討するのが目的であること、アンケートを作成し委員に配布したこと、などを説明した。これに対して参加者の中から、地域的機関も含めるべきである、findings の意味があいまいである、などの意見が述べられた。筆者はこのテーマは前回の台北大会で承認されたものであること、台北において国連の条約機関に焦点を当てること、が了解されたこと、などを指摘した。その結果、「国際法協会第六九回大会は、委員会が人権条約機関による認定の国内実施に関する研究を進めることを歓迎し、すべての支部に対して委員会のアンケートに回答するよう要請する」という決議を採択した。

(岩沢雄司)

⑦ 海洋汚染と沿岸国管轄権

本委員会は一九九三年に、国連海洋法条約の海洋汚染に関する沿岸国管轄権に関する規定に関する国家の慣行を確認し、関連条約規定の解釈適用を確定していくことを目的として、オランダの Soons 教授を委員長として発足した。その後、Soons 教授が国際法協会の研究部長に就任したのを受けて、フィンランドの Kari Hakapaa 教授が委員長となり、ヘルシンキ大会、台湾

大会を経て、今ロンドン大会において最終報告書を提出して活動を終了することとなった。委員会の会合は、Shearer 教授 (オーストラリア支部) が座長を務め、Hakapaa 教授が委員会の活動の概要を説明した後、報告者 Erik Franckx (ベルギー・ルクセンブルグ支部) および副報告者 Erik Molenaar (オランダ支部) が、報告書について概括的な説明を行い、本委員会の付託事項たる研究対象を船舶起因汚染、とくに船舶の通常の運航に伴う排出による汚染に限定し、何が沿岸国による管轄権行使の前提である「適用ある国際的規則および基準」にあたるか、基準違反を行う船舶と通航の無害性との関係を各国がどのように受け止めているか、排他的経済水域あるいは特別区域 (二二一条六項) における沿岸国管轄権に関する国家の施行に統一性が見られるか、また強制的な船舶報告制度 (mandatory ship reporting) などに関する諸国の慣行がいかなるものかを検討したことが報告された。ついでこれら事項に関する最終報告書の結論 (conclusion) 一四について個別に説明がなされた。

Hakapaa 教授によれば、委員会が通常とは異なっており「結論」という形で報告書をまとめたのは、船舶起因汚染に関する国連海洋法条約の規定がアンブレラとして十分に柔軟かつ包括的であり、実施協定型の新たな一般条約を起草する必要性はないこと、むしろ海洋法条約の解釈を確定して将来に向けて国家の義務を特定していくことが現実的であるという委員会の判断に基づくものである。Franckx 教授による結論についての逐条的な解説

を引き起こす蓋然性が著しく高い場合をかがけているが、「結論」

七、その典拠となっているのは一部北欧諸国の立法例である。

とところで、この委員会では各国が国連海洋法条約を受けてどのような国内法の整備を行ったかについて情報収集するところから作業が開始されたわけであるが、確かに海洋法条約の規定のうち国家を義務づけるものに関してはこうした作業は諸国の条約解釈の実際を知る上で必要な作業であるが、無害通航権のような問題についてこうしたアプローチが適切であるかどうか、疑問の余地が生じる。先の北欧諸国の立法例についても、それらが実際に適用された事例はいまだ生じていないことが報告書のなかでも確認されており、立法例のみを根拠に「国家の慣行」を抽出することには危険がある。これらは、質疑応答のなかでも質問がされた点である。

なお質疑の中では、海洋汚染については船舶起因汚染のみでなく、より包括的な研究をすべきであるという意見が述べられたが、この委員会の検討事項は船舶起因汚染に関する沿岸国管轄権の問題に限定されており、それ以外の問題は他の委員会に委ねることとし、最終報告書の採択をもって委員会の任務の終了を宣言した。

(奥脇直也)

資料

⑧ 文化遺産法
文化遺産法委員会は、七月二十七日の午前九時より一時まで、外国船舶が極度に堪航性を欠き有害な汚染を含む重大な事故を

⑧ 文化遺産法
文化遺産法委員会は、七月二十七日の午前九時より一時まで、

スザンナ・ヴィエイラ（ブラジル）議長の下に開催された。まずオーキーフ委員長から、目下ユネスコの専門委員会が I L A の作成した草案を基に条約化を進めている「水中文化遺産の保護に関する条約草案」について、その主要な論点（軍艦に対する沿岸国の管轄権行使、サルヴェージ等）の説明があり、ついで、報告者のナフツィガー教授から、ロンドン会議での討議資料として準備された「文化遺産法の発展のためのブループリント」（第一次報告書）について説明がなされた後、討議に移った。「ブループリント」の作成が企てられた背景としては、これまで文化遺産法の法制化が、国内法制上も、また国際条約についても、時々要請に応じて場当たり的ななされてきた経験の反省がある。そこで、将来この分野の法制化を進める際の指針として、現行法の現状とその改定の必要性、改定的方式、手段（国際条約、勸告、宣言、モデル法政、コード等）、法制化の主体等を検討したフォーラムを作成する必要があることが台北会議で決議された。これを受けて、委員会は一九九九年七月にオックスフォード大学で会合をもち、提出された幾つかのペーパーを検討したのち、各委員から提出されたフォーラムをとりまとめたのが今回の報告書である。この報告書には二名の委員が提出した見解が含まれており、それは「文化遺産」の定義、文化財返還の国際制度、先住民への返還、文化財の国際取引（国外流出）の規制、文化的人権、文化的著作権、戦時における文化遺産法保護の枠組み、一九五四年ハーグ条約制度の諸分野にお

たっている。

ロンドン会議では、上記報告書に盛り込まれた各種のトピックスについて意見が交わされたが、とくに諸分野の統廃合、優先順位の決定の問題のほか、文化遺産の定義をめぐる問題、文化財の返還問題、戦時・平時の両者にまたがる文化財保護制度の問題などに論議が集中した。これを基に、委員会は二〇〇一年七月にオックスフォード大学で再度会合して「ブループリント」の審議を続け、第七〇回会議に最終報告を提出することになり、I L A 総会は二九日、これを勧告する決議を採択した。

（香西 茂）

② ワークショップ「地域主義と国際法」

このワークショップは、より一層の世界経済の統合を進めた W T O が創設されながらも強力な地域的取極めが増加している現状の下で、世界的な統合と地域的な分散化をどのように理解するか、そしてグローバル化と地域主義の衝突をどのように処理すべきかという問題設定の下で企画された。会合は、午後二時半から五時半まで、Claus-Dieter Ehlmann 教授（スイス）の司会で、岩沢雄司教授（日本）が G A T T 二四条に規定する地域統合の要件を中心に、Marta Haines-Ferrari 女史（イギリス）が南米の経済統合としての M E R C O S U R の概要について、そして Adnan Ankan 氏（ベルギー）がエネルギー憲章条約について報告し、それらに基づいて討議が行われた。

報告で、岩沢教授は、G A T T における地域的統合に対する規律が「実質上のすべての貿易」の自由化、「全体として、……関税の全般的水準」が以前より高くないこと、そして中間協定の許容性といった要件について、それらを審査した作業部会でのコンセンサス形成に失敗したため、寛容によって法が変化したとする。G A T T 時代の地域統合に関するパネル報告（地中海柑橘類特惠および E C バナナ事件）は採択されなかった。ウルグアイ・ラウンドではその問題について認識されており、二

理されるが、国内事項に対する国際的コントロールを確立していくため、外交上の決定よりもルール策定を重視するものであると述べた。

四条の解釈理解によって紛争処理手続に付託できることを明記した。W T O 設立後、トルコの繊維およびアルゼンチンの廢物に関して判断が出されているが、実体的な法が不十分な分野において紛争処理手続だけが強化されるのは問題であるとした。

Ankan 氏は、エネルギー憲章条約がヨーロッパの条約あるいは地域の条約であるかとの問いに対して否定的に捉える。エネルギー憲章条約は、エネルギー分野において、東ヨーロッパ諸国との長期的な協力関係を確立するための包括的な多数国間条約であり、ヨーロッパ以外の国も当事国となっており、ヨーロッパに限定された地域的条約ではない。しかし、エネルギー憲章条約は、ヨーロッパのアイディアに基づいて設立されたものであり、E U がノーと言えば、それ以上の議論の余地はない。もちろんこれは、二国間条約ではなく、さらに拡大可能な条約である。結局のところ地域主義をどのように定義するかの問題であるが、エネルギー憲章条約の場合、地域主義（地域的枠組み）は、グローバル化のプロセスでもあると述べた。

資料

Hines-Ferrari 女史は、南米の地域統合が三段階を経て M E R C O S U R にいたったが、はじめの二段階は、多角的システムに対して敵対的であったのに対して、M E R C O S U R は多角的システムを補完するものであるとした。M E R C O S U R は、W T O 協定を基礎とするもので、構成国間の自動的な関税撤廃プログラムおよび共通関税の設定が明記されている。サービスについては分野別アプローチによる自由化、非関税障壁などは交渉による削減、知的所有権はハーモナイゼーション、反ダンピングは競争法に代替されることになっている。南米における地域統合の第三段階は、完全にユニバーサルに適合するものである。紛争は、司法的解決よりは外交的な解決によって処

討議では、地域主義の定義の重要性が述べられ、特にエネルギー憲章条約が地域主義の範疇に属するののかについて疑問が提示され、企画者の誤解ではないかとの発言まで出された。アジアにおける地域主義が報告に含まれていないことに対する疑問も提示され、A P E C や日本の動向に対する質問があった。この点については、フロアから A P E C は一方面的自由化を目指すもので E U や N A F T A とは異なるとの説明があり、日本とシンガポールとの間の自由貿易協定の検討について紹介が

あった。また、地域主義は、法制度のグローバル化を包含するものであり、国内法、地域法、国際法という三種の法の抵触という複雑な問題も指摘された。

(間宮 勇)

② 国際通貨法

前会期以後、ニューヨーク、フランクフルト、ローマ、阿姆斯特ダムにおいて会合を重ねた国際通貨法委員会は、四つのレポート、すなわち国際決済銀行法律顧問 M. Giovannoli をリポーターとする①「金融処理における国際的標準確立策」、Dr. K. P. Pollak (独) および Prof. C. Lichtenstein (米) による②「国際金融市場の監督・規制問題」、ヨーロッパ中央銀行法律顧問 A. Saint de Vicuna および Prof. H. Hahn (独) による③「欧州通貨統合の進展」、そしてニューヨーク連銀法律顧問 C. Baxter による④「電子マネーの国際通貨法への影響」を提出し、例年通り Robert von Mehren 弁護士(米)が座長となって報告を開いた。

最初の報告①は、国際的金融規制基準の設定をソフト・ローの次元で処理してきたこれまでの方法に限界があることを指摘して、ハード・ローへの移行可能な分野およびその国際法レベルでの実現策検討を訴え、報告②は、当初銀行のみを対象としたバーゼル合意が、証券や保険を含めた金融市場の複合化の進展により、関連する国際諸機関とのさらなる調整へと動いてい

る現状を分析した上で、EU がヨーロッパ中央銀行に通貨政策を委ねた結果発生しつつある統合的処理の姿を、今後のモデルとして示した。また、報告③は、Euro へ移行後の EU におけるヨーロッパ中央銀行とメンバー国中央銀行間の作業分担と法整備の進捗状況の詳細と、前大会での報告に引き続き、Euro に対する域内規律がどこまで *lex monetae* の内容として域外へも効力を及ぼし得るのかを具体的に掘り下げた。

他方、最後の報告④は、電子マネーの進展と電子取引との結合の現状を眺め、国境のないこの世界では、伝統的な国家法や国際法によっては適切な対応ができなくなってきたとして、これまでの *jurisdiction* 中心の考え方の克服を促した。これは国際的証券取引規制(別項)の会合で、インターネット上の証券取引との関連で提示されたのと同様の発想である。そして、討議においては、さらにサイバースペースでの取引には *cross border* との語の使用自体が不適切であるとの意見も強かった。ところで、会期の最終日午前に開かれたワークショップ *Corporations in International Litigation* (別項) では、多国籍企業が当事者であるとき、国家法の下での法人のベールを外して考えるべき場合が多いとして、グローバルな次元での経済活動に對しては、法人格付与は国家法の問題とする既存観念を乗り越えて、国際的ルール発展を期すべきだとする一連の発言もみられたが、国家の *territorial jurisdiction* 的発想を中心に据え続けることへの諸分野でのこのような反省の続出は、新しい

世紀に向ける大きなうねりの発生を感じさせる。また、なお、二〇〇〇年開催の今会期を記念して国際通貨法委員会のメンバーが執筆した論文集が、M. GIOVANNOLI (Ed.): INTERNATIONAL MONETARY LAW-Issues for the New Millennium, Oxford Univ. Press から発行された。タイトルにふさわしく国際通貨・金融体制、公法的規制と私法の交錯等の諸分野において、今後の変化の行方を見つめる二七の力作が収められている。

(曾野和明)

② 宇宙法

宇宙法委員会は、七月二七日午後二時から Julie Dahlitz (オーストリア) を議長として、委員会議長 G. Karl-Heinz Bockstiegel (ドイツ)、報告者の Maureen Williams (アルゼンチン)、委員会メンバー等が出席して開かれた。

Bockstiegel から今期の委員会活動について簡単な紹介があった後、「商業的な宇宙活動の観点からの宇宙諸条約の検討」と題する第二報告書の概要が Williams から報告された。報告書の概要は次の通り。

報告書は、①序論、②四特別報告書の主要な結論、③特別報告書に対するコメント、④一般的なコメント、⑤国連宇宙会議 (UNISPACE) でのコメント、⑥報告者の結論、⑦決議案から構成される。①では宇宙条約、宇宙損害責任条約、宇宙

物体登録条約、月協定にそれぞれ特別報告者 (Hobart Williams, Kopal, von der Dunk) を割り当て、特別報告者が作成した四特別報告書に對して科学者や委員会メンバー等からコメントが寄せられた。このロンドン大会までの経緯が説明されている。②では、まず宇宙条約について、柔軟であるために宇宙商業活動の適当な枠組みになるとしながら、「宇宙物体」の定義等、改善すべき点は条約とは独立した議定書によって補うべきだとする。宇宙損害責任条約については、損害の範囲、適用法規および勧告的な紛争処理手続に問題があると指摘された。宇宙物体登録条約については、宇宙商業活動との関連性はそれほど強くないが、国内登録簿の統一化等、条約を修正した方が良い条項もあるとした。月協定については先進国、途上国双方の支持の弱さに鑑みて、新条約に置き換えるべきだと提案された。③では、宇宙条約六条を改正して国が宇宙商業活動に對して直接責任を持つべきだ (Bin Cheng)、現行条約でカバーされていないデブリが優先課題である (Rex, Bin Cheng)、損害責任条約の適用法規や損害の範囲に問題はない (Bin Cheng, Jesentulyana, Kopal) 等のコメントが寄せられた。④では、③以外の論点についての Bin Cheng のコメントがまとめられた。⑤ではおもに French のスペースデブリ等に関するコメントが紹介された。以上の議論をまとめて、⑥では、四条約の個々の条項の改正点を煮詰めることと、デブリおよび紛争処理手続の検討の係属を今後の委員会の課題に据えた。

報告書の概要紹介の後、Williams を除く特別報告者がそれぞれの報告書の概要を述べて審議に入った。審議では委員会メンバーが次々に発言したため、内容は上記報告書と趣旨にとどまった。最後に次期大会までに①宇宙条約等の宇宙関係条約の具体的な改正案の作成、②商業宇宙活動を特に念頭に置いての宇宙紛争処理手続の検討、③デブリの検討を行うように委員会に要請することをおもな内容とする決議案を作成して討議を終えた。

(小寺 彰)

② 人及び財産の外交的保護権

ビルダー教授 (R. B. Bilder) (米国) を委員長に、コット教授 (J. Kooch) (スイス) とビキエーナ教授 (F. O. Vicuna) (チリ) を共同報告者とする本委員会の第一回目の討議がヒギンズ国際司法裁判所裁判官 (R. Higgins) (英国) を座長に開始された。国際法委員会でもロッコノのベスーナ教授 (M. Benouna) を特別報告者として、外交的保護につき一九九八年に予備報告書が提出され、外交的保護の法典化作業が開始されたのは周知の事実である。これに呼応するかのように、当時、国際法協会の研究部長であったクロフォード教授 (J. Crawford) (英国) が一九九六年の理事会に本主題を提案し、委員会の設立が決定された。なお、本主題の複雑さと範囲の広範さから前述の二人の報告者を置くことになった。本委員会の最終的な目標は、人

及び財産の外交的保護に関する一連の原則草案を準備することとされ、今回は、コット教授が「国内的救済完了の原則」を、ビキエーナ教授が「請求の国籍に関する法の変化」の問題を取り上げることになり、それぞれ今会期中間報告を提出した。コット教授の報告書は、A 外交的保護に関連する手続、B 国内的救済完了に関する一般的考察、C 規則の運用及び D 条文草案の四部から成っている。国内的救済完了の原則を国際請求を行うための手続的な要件 (手続説) と捉えるか、国家の国際違法行為が成立するための要件 (実体説) と捉えるかは意見の分かれるところであり、ILC の国家責任条文草案は実体説を採用しているが、報告者は手続説を採用し、その条文草案 I で「外交的保護権行使のための手続的前提条件」と明記している。また、国内的救済の「国内とは受入国の国内法を指す」とし、「救済」という用語は一般に行政的及び司法的手続、さらには他の「適当で」「実効的な」方法を含む (II) と定義する。また、完了とは、被害者だと申し立てる者が、受入国の国内法秩序が提供する手段を通じて請求を行い、「少なくとも実質的な」請求が提示され、請求が認められるのに不可欠な手続をとることを前提とする (III) と定義する。なお、同原則が免除される場合については、救済手段が実効的なものでないとか、結果がすでに確立した判例の繰り返しなる場合などを挙げている (IV)。また同原則は放棄されうるとしながらも、黙示の放棄は認めない (V) し、立証責任を請求国に課している (VI)。全体

として、慣習法や国家実行、さらには判例に基礎を置いた *opinio juris* の要素が強い堅実な報告書に仕上がっている。

他方、ビキエーナ教授の報告書では、①国際請求においては誰の権利が主張されるのか、②伝統的な外交的保護の代替物③国籍の効力的結合、④国籍の継続、⑤請求の譲渡可能性、⑥二重国籍に関する諸問題、⑦法人の国籍に関して生じつつある規則、そしてこれらの検討を通じて⑧外交的保護の文脈における国籍を規律する規則の提案、という八つの事項が取り上げられている。ビキエーナ教授は国籍問題の討議の出発点として、より根本的な問題、すなわち①の問題が取り上げられるべきだとする。人権法にみられるような国際法秩序における個人の法主体性の拡大は個人の紛争解決手続への直接のアクセスを許しており、もはや外交的保護の法制及び国家の役割に根本的な変化が生じているとする。マプロマチス判決に代表される伝統的なアプローチは変更を余儀なくされ、国際請求においては違法行為によって影響を受けた個人の権利が請求されるべきであり、請求国の並行した権利が個人の権利に取って代わられるべきではないと主張するのである。その結果、個人に代わる請求を行うことを拒否した政府によって示された恣意性は、デュープロセスの文脈で司法審査に服すべきだとまで主張する。ここでは、外交的保護権につき、個人による国際請求手続への直接のアクセスが利用されないときの残余的な方法として行使されるべきだという位置付けが与えられている。皮肉なこ

とに、個人と請求国の国籍の結合は真正で実効的なものでなければならぬといった本来の主題の部分よりも、外交的保護の評価や位置付けの新規性が目立つ報告書となっている。もともと、法人の国籍に関しては、ICSID などの実行を基礎に、外国法人に対するコントロールの概念を採用したり、外国法人の株主は法人の国籍国が外交的保護を行使できなかったり行使に積極的でない場合、その国籍国によって保護されうるとするなどバルセロナ事件の基準はもはや有力ではないという注目すべき判断が示されている。全体として、コット教授とは対照的に、現代的傾向に着目した *lex ferenda* な内容の報告書に仕上がっているといえよう。

この二つの報告に対して、フロアーからシュタイン教授 (T. Stein) (ドイツ) による、国内的救済という場合のジャマイカなどの個人通報事案における英国枢密院の位置付けの問題、レディ・フォックス (H. Fox) (英国) の国籍の場合に考慮に入れるべき基準に関する質問を始めとした様々な質問が寄せられ、作業の継続を要請した決議を採択し、委員会は幕を閉じた。

(坂元茂樹)

④ 環境法の国際的実現

この委員会は、一九九九年に設立された。この委員会の検討対象は、環境法 (国際法および国内法) の国内法制度を通じて国際的実現 (transnational enforcement) であり、とくに、(1)

越境環境損害もしくは環境危険に関する国内裁判所の管轄権(2) 環境に関する事件における裁判ないしは公益訴訟への国際アクセス(3) 多国籍企業に救済を請求する訴訟における外国人原告による国内裁判所利用、である。

一九九九年九月二六日にエディンバラにおいて最初の委員会が開かれ、そこで、検討事項に関する一般の討議が行われたが、今会期において配布された報告書は、その概要を紹介している。それによると、委員会の検討対象としては、以下の問題が挙げられている。

I・裁判所による実現

- A・原告適格、B・損害発生場所における訴訟—1・管轄権
- 2・準拠法選択、3・救済(金銭賠償、差し止め請求)、
- 4・判決の執行

A 行為地における訴訟—1・裁判利用(における無差別)、2・

管轄権、3・準拠法選択

II、行政手続による実現

A・原告適格、B・行政手続利用(における無差別)

III、外国人による多国籍企業に対する訴訟

A・国際人権法における訴訟

B・多国籍企業に対する国際(Transnational) 環境訴訟のた
め国際的根拠

委員会は、潜在的に含みうるすべての検討事項に取り組むことは賢明ではないと結論した。また、委員会は、責任の問題や

訴訟にのみ焦点をあてるよりも、むしろ環境損害の防止に貢献するものとしての、国際的実現(transnational enforcement)の重要性を強調すべきであるとしている。そこで、とくに、以下の5つの問題が優先性を認められる。①無差別原則や多数当事者ないしはNGOの当事者性を含む、裁判利用の問題、②多国籍企業に関する問題、③越境損害の防止に関する問題、④国内裁判所における国際環境法の問題、⑤国際環境訴訟における法選択の問題、である。

今会期は、座長A・E・ボイル(UK)のもとに開催されたが、報告者のS・C・マッカーフェリー(USA)は欠席であり、J・キャメロン(UK)、G・ベテュラム(非会員)、D・ムルスウィーク(ドイツ)の報告を受けて討議が行われた。

キャメロンは、最近のイギリス国内裁判例から、多国籍企業による環境損害事例を紹介し、多国籍企業は、現実に損害を生じた子会社に責任を負担させる傾向があり、親会社とその本国で訴えられた場合に、フォーラム・ノン・コンヴェニエンス(forum non convenience)の法理などを用いて管轄権を争うことが多いが、最近のイギリスの国内裁判所は、このような法理が必ずしも親会社を環境損害の責任から免れさせない傾向を示していることを指摘した。ベテュラムは、外国により付与されたライセンスに従った活動が環境損害を生じた場合に、外国法上のライセンスが免責事由になるかなど、責任との関係について報告をした。ムルスウィークは、越境環境損害の防止とい

う検討事項について、ドイツ法上は、個人の主観的権利の侵害がない限り、原告適格が認められないのが原則であること、しかし、原子力発電施設の設置をめぐる、「外国住民の権利も影響をうける」と認める事例が現れていること、かかる事例は、すべての環境損害に一般化はできないもののありうべき方向として注目されることなどを指摘した。

これらの報告をうけて、フロアとの質疑応答が行われた。ここでは、各国国内法や国内裁判事例が紹介されたり、多国籍企業に対する管轄権の設定の根拠や、環境損害は民事責任や不法行為法の問題にとどまらず、刑事責任の問題にも及びうることなどが指摘された。今会期配布されたのは、二頁半という「異例の短さ」の報告書であり、委員会の検討対象自体について、依然として共通認識が確立してはならず、また、報告や討議も、環境法の国際的実現ないしは環境損害という主題について「固有」の特徴を抽出していけるような段階には全く至らなかった。

(兼原敦子)

② 「民事紛争のグローバル化」

このセッションでは、Dr Peter Nygh (IIL A 国際民商事訴訟委員会委員長)を議長とし、Dr Lawrence Collins, QC (高等法院裁判官, Dicey & Morris on the Conflict of Laws の責任編集者)と Mr Conrad Harper (弁護士、元米国防務省法律顧問)がスピーチをした。

Collins は、最初に、ダイシーの抵触法教科書を見ても過去90年間で裁判管轄と外国判決の承認執行に関する記述が2倍近く増加していることを披露した。なかでも次の四つのトピックはもっと注目されてもよいという。①複数の国にまたがる訴訟の激増、②技術革新の影響、③人権法の影響、④国際礼譲(community)の復活である。

第一に、過去二〇年の間に、国際的影響のある訴訟が増加した。人と金銭の移動、金融機関および金融取引が増加したからである。さらに、米国のように、訴訟が最後の手段ではなく、公正で自由な社会の指標とみなされるようになったこともある。法選択ルールについては問題が少なくなり、ほとんどの事件では裁判管轄や手続が争われている。これは、知識のある当事者が、有利な法廷で訴えたり防御したりするからである。つぎに、訴訟コストの増加を嫌う当事者が、裁判管轄で勝負して有利な和解をしようとするにもよる。さらには、裁判管轄規則が不確実で裁判所の裁量が大きいために、結果の予測が困難だからである。

第二に、この分野は、支払・証券システムやインターネットなどの通信革命によって多大な影響を受けた。米国によるリビアやイランの資産凍結事件では、国際的支払システムが問題となった。マックススウェル事件は、証券保管システムの改革を余儀なくした。インターネットは国際私法を過去のものにしたいわれる。しかし、インターネットが米国で裁判管轄に関する

多数のケースを引き起こし得ていることを考えれば、結論は保留すべきであろう。

第三に、E.C.法の国内法への介入と同様の現象が、人権法についても観察できる。たとえば、欧州人権条約六条の公正な裁判を受ける権利に関して、訴訟費用の担保の提供を命じることが裁判を受ける権利の侵害になるか、訴訟の中止の場合はどうかが問題となった。Collinsは、欧州人権裁判所の判例と各国裁判所の判例には異同が見られることを指摘した。

第四に、国際訴訟において、国際礼譲の復活が見られる。この傾向は、外国立法の域外適用が承認されてきたことも関係がある。Collinsは、これを、米国裁判所の判例を中心に、ハーグ条約における外国判決執行、反トラスト法の域外適用、訴訟差止および域外マリーバ・インジャンクションの例を挙げて説明した。

Hagerは、人権の実現とクラス・アクションの利用について、人権は今や世界の課題であり、人権紛争を平和に解決することは極めて重要であると述べる。クラス・アクションは、米国の民事紛争システムの特徴であり、数千の訴訟を一つに併合する手段である。この手段によって、個人が個別に訴訟をする場合に比べて、弁護士費用の問題や証明の困難さを克服することができる。このため、米国では大規模不法行為訴訟で正義実現の手段として利用されてきた。

クラス・アクションは、一般化された事実認定や証明のよう

に、高度な抽象化を伴う。このため、原告が訴訟のコントロールができないとか、被告が桁外れの賠償額に直面するなど、双方にリスクがある。この意味で、クラス・アクションは「荒削りの正義 (rough justice)」である。

人権侵害の被害者は、大規模不法行為の被害者同様、適切な法廷を見つけることが困難である。最近のいくつかのケースでは、米国の国内裁判所が場所を提供している。また外国不法行為請求法が、主要な国際的違法行為に関して裁判管轄の根拠となっている。しかし、国内裁判所の利用には限界がある。人権にもとづく請求については、裁判管轄や請求の内容を実現する執行管轄に疑問があり、また主権免除、国内人権法および外国法によって裁判所の具体的判断に影響がでる。そこで、Hagerは、国内の政策や先入観による影響を少なくするためには、国際的な裁判所が必要となるという。

現在、個人からの訴えを直接受理することができるのは、欧州人権裁判所だけである。欧州人権条約改正三四条は、被害者のグループによる訴えを受理することができることと定める。この傾向を具体化するためには、米国で発展した原則を参考にすべきである。それでも、原告が国内法上の救済を尽くすことは必要であろう。Hagerは次のように締めくくると述べている。クラス・アクションの効率性は、正義の省略につながるべきではない。しかし、荒削りの正義は正義がないよりましなのである。

(野村美明)

②「世界規模の判決ネットワーク」新たな機会としてのハーグ外国判決条約企画

本大会の第三テーマ「国際的民事訴訟」に関するセッションの後半として七月二八日午前一一時から午後一時にメイン会場(バービカンホール)で開催された。座長は、Hague国際私法会議「民事及び商事に関する裁判管轄、外国判決の承認・執行の問題に関する特別委員会」委員長のBradbrook Smith氏が務めた。

国際的な民事紛争の解決にとって、判決の承認・執行の法体制が欠けていることが大きな障害となっている。現在、ハーグ国際私法会議により世界規模の条約の創設という意欲的な取組がなされている。しかし、二〇〇〇年秋に最終の条約案を検討すべき外交会議を開催するという当初の予定が延期されたことが示しているように、困難な問題に直面している。本セッションは重要な時期にあるこのハーグ条約の準備草案をテーマに取り上げ、幅広い議論を期待したものであった。最初に、ハーグ国際私法会議事務局次長のCatherine Kessedjian教授が準備草案とその経緯を紹介し、第二にルーヴァン大学のHans van Houste教授がヨーロッパから見た準備草案、第三にニューヨーク大学のLinda Silberman教授が米国から見た準備草案の問題点、最後に英国法学会前議長Goldsmith氏が総括的な報告を行った。報告後、フロアから質問、意見表明がなされたが、報告に表れた深刻な対立に関わる議論は多くはなかった。第一

報告は、ハーグ国際私法会議の世界規模の判決ネットワークの現状について、Why, How, Whenの観点から概括した。まず、裁量要素を多く含む不明確な国際的な民事裁判管轄(Jurisdiction)ルールは、国際民事紛争の訴訟による法的救済の障害となっており改革が必要であり、Eコマース等の新たな問題もその必要を加速させていることを指摘した。次いで準備草案の採用したミックス条約のシステムを説明し、各国の国内法による管轄を白黒に分けて排除するものではなく、中間的なグレイ管轄も認めるという特徴を強調し、この条約システムによって世界規模で判決の承認予測可能性や実効性が大きく高められ、管轄に関するリスクが解消されるとし、最後に、不確定な現状を改善するためブリュッセル条約のようなダブルコンヴェンションの検討を提案したのは米国であり、以来、八年間の検討が行われてきた。実質的には一九九七年から条約内容に関する検討が重ねられ準備草案に至り、本年秋には条約案を審議する外交会議が開催される予定であったが、米国の申入れにより予定が延期されている状況を紹介した。第二報告は、ヨーロッパでは既にブリュッセル・ルガノ条約体制があるが、これらの加盟国の訴訟制度の基盤には一定の共通性があり、しかも、それは米国の制度とは大きく異なることを指摘し、世界規模の条約の場合は加盟各国の法制度に未知な部分が残ることは避けられないが、条約によるフレームワークは問題を簡明にするものでなければならず、次いで、ブリュッセル条約にはそ

れなりの信頼性があるが、現準備草案の信頼性には問題があるとし、一、条約九条に關して提案されている regular commercial activity という概念は不明確を残すもので、black list にも doing business との区分に不明確が残る、二、訴訟競合の処理に關して、二二条は合理的な期間 (reasonably long) を要件に含むが、どの程度の期間か不明確が残る、三、forum non conveniens による裁量の幅が大きい。四、ヨーロッパ諸国にとつてはハーグ新条約とブリュッセル・ルガノ条約との適用関係も検討を要するとの四点を指摘した。次の第三報告は、条約の作業日程延期の原因となつた米国の立場、米國が準備草案の変更を求めている点を説明し、報告者自身による妥協の提案を行うものであつた。先ず、米國が将来の条約に加盟するか否かにとり重要なのは加盟のため払わねばならないコストである。加盟により米國判決も外國において承認・執行されることになるが、実際には米國訴訟の被告となつてゐる外國企業も多くは米國內に資産を有しており、米國判決を外國で執行せざるを得ない事例は多くはない。一方、これら事例における米國の管轄の根拠となつてゐる外國企業の米國內での branch を、条約により管轄原因として禁止されることは重大な問題となる。このような条約の場合、ファーストステップとしては禁止する管轄については抑制的でなければならぬ。この点で、doing business 管轄を草案一八条により禁止していることは問題である。管轄ルールの明確化の必要は理解するとしても、米國法上の伝統的

な管轄を black list に載せることが障害となる。米國が doing business 管轄を give up することは決してない。外國旅行中の自州民が旅行先で身体障害を受けた場合に、帰國後に自州内に branch を有する加害外國企業に対して、branch があることでその州で訴訟を提起できることは大きな意味があり、このような管轄は米國のみならず他の國でも認められてゐる。従つて、提案としては一八条から doing business 管轄を除外してはどうかということになるとした。第四報告は、經濟社會の構造に基本的な変化が生じており、これが國際的な訴訟を増大させてゐる。米國においても A・L・I により Transnational Law of Civil Procedure が検討されてゐる。準備草案の訴訟競合の処理、Forum non conveniens の制限はコモン・ロー諸國の視点からは問題を残すものである。しかし、世界的な規模での社會經濟の変化に應じた判決ネットの必要性は減ることはないであり、条約によるその構築が有用であることは確かどころであること結んだ。

(渡辺恒之)

② 持続可能な發展の法的側面

本委員会は、二〇〇二年のニューデリー大会において「持続可能な發展の分野における國際法の諸原則の宣言(仮題)」を採択することを目的に、台北大会以後、委員を通じて各支部に質問状を送つて回答を求め、また、一九九九年七月にブラジル

で開催された「A・L・I ラテンアメリカ地域大会」に於いて「MERCSU L、人權および持続可能な發展」と題するセミナーを開催するなどの活動を行つてきた。日本支部では、一九九九年四月に主題に關する国内委員会を結成し、上記質問状に対する各委員の回答をもとに作成した報告を提出したが、この報告は高い評価を受け、オランダ支部の報告とともに要約の形でではあるが、報告者 N. Schriyer (オランダ) が今回大会に提出した第四報告書に収録された。第四報告書は、主題に關する前回報告書以来の國際社會の動向を略述し、前記セミナーの成果を紹介するとともに、次回大会で採択を予定する「宣言」の「構成要素」を提案したものである。

委員会の議事は、Vera Gowlland-Debbas (スイス) を座長に行われた。冒頭に委員長 Kamaal Hossain (バングラデシュ) が発言、本委員会の任務は發展途上國だけではなく先進國も含めた世界共同體のすべてのメンバーの正統な期待に應えることであり、「持続可能な發展」の概念はブルントラント委員會以来の長い道のりの中で確立しこれに關してはコンセンサスが深まり拡大しつつあるが、その規範的枠組とこれを実現するための政策についてはなお議論が必要だと論じた。次いで Schriyer が第四報告書を紹介して、一九八六年の I・L・A ソウル宣言はその後大きな状況変化により、個々の規定ではコンテキストが変化したものがあるが基本的にはなお妥当性を有し、これに代わるのではなくこれを補足する文書が「宣言」の目的だとする。

彼はとりわけ持続可能な發展概念について、その明確化と定義が必要であること、それは途上國だけでなく先進國にも妥当するものであること、その基軸は相互依存關係と統合にあること、などを強調した。

討論の最初に、松井が日本支部国内委員会の報告を紹介するとともに、第四報告に対する若干のコメントを行い、「宣言」は法の漸進的發達の要素を含まざるを得ないがその場合でも委員會は説得力のある法的説明を行うよう努力すべきこと、「宣言」は持続可能な發展に直接關連する問題に焦点を絞るべきであり、環境と發展の統合が中心的な課題となるが軽視されがちな後者の側面にも留意すべきこと、などを指摘した。なお、日本の報告については一、二の参加者からジェンダーの視点を輕視しているとの批判が行われ、その結果、本大会の決議前文においてジェンダー問題に言及することが合意された。

これ以後の討論は、主に以下の二点に集中した。第一に、E. Weiss (オランダ) が「宣言」の準備のために國內立法を含む広義の國家慣行を研究する必要性を指摘したのを受けて、多くの参加者がこの点の重要性を強調したほか数名の参加者が自國の慣行を紹介し、また、國家慣行だけでなく國際機構の慣行も重要 (W. Benedek, オーストリア) との指摘も行われた。これらの發言を受けて報告者は、困難を認めながらも自國の慣行に關する報告を委員に求めるとまとめた。第二に P. Sands (英國) が、「宣言」においてはトピックスの列挙の方法は不可で

Principles」を真剣に考慮に入れ検討したことなどが述べられた後、多くの課題が残されていると締めくくられ、質疑と討論に入った。質疑は、前回会期後に委員長が、共同報告者や本委員会の各委員との意見交換の末にまとめた資料「Report and Draft Declaration for Consideration at the 2000 Conference」をもとに行われた。

以下、今回の討論のうち主要なもののみを、条文ごとに順に紹介する。なお、紙数の関係で条文規定そのものをあげる余裕がないので、関係条文については、本誌第九六巻一号九五～九七頁を参照されたい。

第一条は、定義の条文である。前回のものに比べると、今回は第二項が追加されており（以前の第二項は第三項となる）、同項は、本宣言の適用範囲について定めている。前回会期で定義から削除された「自然又は人為的災害」の文言が復活したものである。それには、近年頻発したトルコの地震、ヴェネズエラやモザンビークの水害などが大きく影響したことが読みとれる。この追加条文には、賛成意見が多かったが、そのさいに基本人権が侵害されているにもかかわらず責任ある国が保護を行うことができない場合に限るとの条件をつける意見が目立った。本国との関係を考慮したものとと思われる。

また同条第三項については、「actual control」について意見が出されたが、「effective control」に落ち着いた。特に、フィリピンなどの具体的ケースが論議されたが、「constructive control」は、広い概念なので不適当とされた。

第二条は、国内避難民の受けるべき保護について定めるが、第二項について、「gender」が問題となった。「sex」と「gender」の違いは、前者が生物学的意味の対し、後者は男女の文化的または社会的相違であるとの説明があり、結局両者とも認められた。

第三条は、国内避難民に与えられる権利を定めるが、今回議論になったのは、それが市民と同じすべての権利か否かであった。市民に与えられるものより少なく外国人や難民と比較する意見もあったが、国内避難民は本来国民であるから、市民なみの権利の享有が考えられるべきであると思われる。

第八条は、連邦や分断国家における国内避難民の規定で、この問題が従来あまり議論されていないことに韓国の委員から不満が述べられた。韓国の委員には、北朝鮮を意識した発言が多かった。北朝鮮からの逃亡者は難民ではないとの意見もあったが、分断国家から来る者は、国内避難民ではないとされた。

第一〇条は、国家の領土主権の尊重と国内問題不干渉に関する規定である。同条第三項は、「人道的援助」は干渉とみなされないことと定める。適切に与えられる保護も、同様に干渉とはみなされないとする意見があったが、援助が保護かは判断が問題となるであろう。

第十五条は、飢餓を武器としないとする規定である。さらに他の形態の剥奪も含める意見もあったが、やや広すぎるし、概

念が曖昧になると思われる。

今回の有意義かつ活発な議論のあと、本原則案は、「国内避難民に関する国際法原則の宣言」(Declaration of International Law Principles on Internally Displaced Persons)として満場一致で承認され、本委員会は、今会期を以て終了した。

ちなみに、その他の条文をあげると、第四条は、国内避難民の移動の自由ほか、第五条は、帰郷の権利ほか、第六条は、身分証明書の発行、第七条は、家族の結合、第九条は、原状回復と補償、第一条は、国内避難民の権利の尊重ほか、第二条は、国家、事実上の当局、国連の相互協力、第三条は、人道的援助の提供ほか、第四条は、国家および事実上の当局の義務ほか、についてそれぞれ定めている。

(島田征夫)

⑩ 水 資源

水資源委員会は、一九九六年ヘルシンキ会期において、国際水路における越境損害の私法上の救済と汚染に関する補完的規則の二つの条項を採択した。その後、多くの組織的変化の中で、「適切な流量量 (adequate stream flows)」に関する一条項と、一九六六年から一九九九年の間にILHAが採択した規則をまとめたカンピオーネ統合規則 (The Campione Consolidation) とを、一九九八年のロッテルダムのエラスムス大学での委員会合

合において採択した。

今会期に配布された報告書は、このカンピオーネ統合規則を収録しており、その改正ならびに新たな規則の設定、国際水路紛争解決に関する検討を作業対象としていることが、報告書に明記されている。なお、ヘルシンキ会期以来の組織的な変化としては、長年にわたり水路に関する委員会が貢献してきた、ヘイトン (USA) の報告者からの辞任であり、マナー (フィンランド) およびウトン (USA) の死去である。さらに、本委員会の議長であるブルネ (カナダ) が、やはりその任を辞した。そこで、新たに、デウラベンナ (USA) が報告者となり、代理の議長をロイブル (オーストリア) が勤めてきたが、今会期の会合では、ムールヴァー (UK) が議長をつとめることになった。なお、「適切な流量量」に関する規則は、第一〇条とされ、「合理的で衡平な利用の原則に従い、沿河国は、単独または適当な場合には他の沿河国と共同して、生態系的、科学的かつ物理的な河口域を含めた国際水路の一体性を保護するために適当である水流を確保するための合理的な措置をとる」と規定している。

本会合における議論は、ほとんどが、このカンピオーネ統合規則の「位置づけ」、それと密接に関連して、適切な水量に関する規則の処理をめぐるものであった。二〇〇〇年会期における決議案では、適切な水量に関する規則を採択し、カンピオーネ統合規則を記録にとどめるというものであった。しかし、結論からすれば、二〇〇〇年会期の結果として採択された決議で

は、適切な水量に関する規則もカンピオーネ統合規則も記録にとどめるとされ、しかも、カンピオーネ統合規則については、「(適切な水量に関する規則を規定する) 草案一〇条は除いて」とわざわざ注記された。すなわち、この一〇条について、見解が対立したのであり、また、カンピオーネ統合規則が、これまでの I L A の関連する作業において、正式な手続きにおいて採択された規則「以上の、あるいはそれとは変更された」内容をもつのではないか、という危惧が、本会合の議論の中心をなしたのである。この危惧は、再三、報告者がカンピオーネ統合規則にいう「統合」は、従来の I L A の作業において採択された規則群に全く付加も変更もないという意味である、と強調したにもかかわらず、拭いさられることはなかった。適切な水量について規定した草案一〇条は、インド、アルゼンティン、イスラエルなどからの委員やメンバーが、慣習法を反映するものではないとして、強硬な反対を表明した。

こうした議論において、議長は、総意をはかるための非公式投票を行い、その結果として、多数の見解は、カンピオーネ統合規則から、適切な水量に関する草案一〇条は、別個に議論すべきであるというものであり、その結果、上記のような決議が採択された。

また、本委員会の活動に関して、環境問題などへの広がりや考慮すると、すでに「新しい問題に関する新しい段階」にはいるべきであり、委員会としては、活動を終了した方がよいとの

見解もあった。しかし、本委員会の任務には、新しい規則の検討も含まれているのであり、まさに、カンピオーネ統合規則及び本年度の第四報告書を基礎として、そうした作業を継続していくべきである、という結論となった。

(兼原敦子)

② ワークショップ「人権および国際環境紛争と国内裁判所の利用」

このワークショップは、国内裁判所が国際人権紛争あるいは環境紛争の解決の手段として利用される例が増えてきているという現象をとりあげ、その際に生じる法的な問題および適用される多様な法技術について議論をすることを目的として開かれた。Lord Mustill (イギリス支部会長) が座長を務め、Michael Anderson (イギリス国際比較法研究所研究部長)、Jack Goldsmith (Chicago 大学助教授)、Peter Weiss (Frankfurt 事件弁護士)、Paul Bowden (イギリス支部) の四人がパネリストを務めた。最初に Mustill 卿が、国内裁判所における人権あるいは環境訴訟において、国際法が国内法とどのように差異化され、利益保護という観点から国際法の規律に国内裁判所がどのように対応しているかという問題を提起した。そして直接に影響を受ける個人の利益の救済が国内裁判所に大幅に依存するにもかかわらず、国際法の国内法手続きにおける適用はまだ初期的な段階にあるという現状認識を示し、国内裁判所の裁判官を含む法

実務家による国際法の適用にかかわる法技術的な情報を伝達し、必要性を強調した。

この Weiss 氏は、アメリカ国内法手続きにおける特質(連邦権限の州際問題への限定と慣習法適用、裁判官による世界人権宣言への依拠、州と連邦の平行的手続き、懲罰損害賠償)などについて述べたのち、Filartiga 事件後の事例を取り上げつつ、アメリカ国内裁判所による国際法の適用の特徴を説明した。次に Anderson 教授は、ロモンウェルス諸国の国内裁判所における国際法の適用に関する最近の判例を多数採り上げて、新しい動向について紹介した。とりわけ条約の国内法的地位との関係では、条約法に憲法代替的な地位を与える例、また裁判手続きにおける適用法が国際法とも国内法ともいえない (mixed) ような新たな手続き(制定法やロモン・ローの条約適合的解釈)に関する事例が、ナイジェリアの Fawehinmi v. Abacha (1996) 事件、バミュータの Min of Home Affairs v. Fisher (1980) 事件、オーストラリアの Ministry of Immigration v. Teoh (1995) 事件、南アの S v. Makwanyane (1995) 事件、インドの PUCL v. Union of India Case (1997) Thomas Baptiste 事件 (1999) などを取り上げつつ紹介された。Goldsmith 教授はアメリカにおける外国人不法行為法の事例との関係で、国際環境・人権紛争がアメリカ法廷に提訴された場合に生じる法的問題、とくに人的管轄(アメリカとの関連性)や適用法規(私法的処理から公法的規制への変化)、さらにフォラム・ノン・コンペニエン

スの問題を指摘した。最後に Bowden 氏は、国際環境法でいわれる三つの原則(領域使用の管理責任原則、予防原則、汚染者負担原則)が概念的に不明確であり、国内裁判所によるその適用・実施がきわめて困難であることを指摘しながら、国際環境法の諸原則を適用したインド裁判所の最近の非常に革新的かつ特異な事例 (Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India et al 1995 (5) SCC 647) を紹介した。しかし国際環境原則が慣習法としてそのまま拘束力を有することには否定的な例として WTO の EC ホルモン牛肉輸入禁止措置事件や EC J の Pelarta Case (Case No C-379/92) が取り上げられた。

これに対して、人権紛争においては、国際法と国内法の連携が肯定される例が多く見られ、国際法から具体的な権利義務が導き出されているとする。たとえば私的、家族的あるいは市民的生活の権利という特定の個人権(たとえば欧州人権条約八条)には環境的要素が含まれており、たとえば公害 public nuisance の規制とその前提としての財産権の保障の問題を調整する必要がある国にあることが ECJ によって明確にされた例が指摘された。また手続的な問題としても、南アでのアスベスト被害の集団訴訟に関して、公正な裁判を受ける権利を保障する観点から、フォラム・ノン・コンペニエンスに関するイギリスの Spiinada 基準の「例外的事情」を適用して、イギリスでの訴訟を認めた例 (Lubbe & Ors v. Cape plc [House of Lords, 20 July 2000]) も紹介された。

質疑応答の中でも、私的紛争解決において国際公法を適用ないし考慮することが求められるトップ・ダウンの過程が多数生じてきており、国内裁判所の裁判官がますます国際法に曝される機会が増えつつあるなかで、この調整問題を国際法的にどう誘導していくかという問題が生じるという指摘や、国際法自身が各種の国際法廷において統一を欠いた展開を遂げつつあることへの危惧、国家の個人に対する規制権限に関して環境権を巡って生じる人権紛争と領土保全のための国家の規制権限に関する国際環境法の原則とは直結するものではなく、両者を混同すべきでないとする議論などが提起された。

(奥脇直也)

③ 「国際組織のアカウンタビリティ」

「国際組織のアカウンタビリティ (Accountability of International Organisations)」に関する委員会は、七月二十八日の午後二時三〇分から約三時間にわたって開催された。本委員会は、一九九六年五月の理事会で設置が決定され、一九九八年の台北大会においてその第一報告書が提出された。その後、委員長が Kooijmans 国際司法裁判所判事 (オランダ) からオックスフォード大学の Sir Franklin Berman 教授 (英国) に交替し、今回のロンドン大会では、共同報告者である Malcolm Shaw 教授 (英国) と Karel Wellens 教授 (ベルギー) による第二報告書が提出され、それに基づいて議論が行われた。なお、今会期の委

員会の議長は、Francisco Orrego Vicuna 教授 (チリ) がつとめた。

最初に、委員長の Berman 教授から、本委員会の新たな委員の補充と今後の審議のスケジュール等に関して概括的な説明があった後、二人の共同報告者から、今回提出された第二報告書に関する説明がなされた。まず、共同報告者の一人である Shaw 教授は、本委員会の任務は国際組織のアカウンタビリティに関する純粹にアカデミックな議論を行うことではなく、実際の国際組織の活動にとって実務上有益なルールやガイドラインをその注釈とともに成文化することにあると述べ、第二報告書の後半部分に追録 (ANNEX) として収められた「Draft Recommended Rules and Practices (RRPs)」(勧告的規則・慣行草案) は、そのようなすべての国際組織にとって有益な一般原則を記したものであると説明した。また、もう一人の共同報告者である Wellens 教授は、本委員会の検討対象である国際組織のアカウンタビリティの問題には、国際組織の活動を規律する第一次規則 (primary rules) の問題と、これらの第一次規則が破られた場合に利用可能な救済手段 (redress and remedies) 等に関する第二次規則 (secondary rules) の問題の双方が含まれるとし、今回の第二報告書で扱ったのはこのうち前者の問題であり、後者の問題は今会期以降に検討する予定であると説明した。さらに Wellens 教授は、今回の第二報告書で提案された勧告的規則・慣行草案 (RRPs) の内容について、

具体的な説明を行なった。この中で、四つの原則が、その後の討論に移り、フロアからさまざまな質問や意見が提起された。まず、用語法の問題として、本報告書で用いられている「Accountability」という言葉は「Authority」又は「Legitimacy」という意味に近いのではないかと、報告書の勧告的規則・慣行草案 (RRPs) の中で用いられている「Constitutionality」という概念は EU のみについて妥当するものではないかといった質問が出され、また「Good Governance」といった概念をここで用いることの妥当性等についても疑問が提起された。これに対して、共同報告者からは、「Constitutionality」という概念が最も頻繁に議論される組織が EU であることは事実であるが、ここでは一般的に妥当する原則としてこれを提示していること、また最近では

judicial control の問題に加えて国際的司法機関による judicial control の問題も検討対象とすべきであり、また勧告的規則・慣行草案 (RRPs) の中の基準の一つとして「democracy」の原則も加えるべきであるという意見も提示された。

最後に、国際組織のアカウンタビリティを確保するために必要な法的、行政的その他の手段についてさらに検討する必要性を再確認し、関係する国際組織等に対して本委員会の作業への援助を要請するとともに、二〇〇二年にニューデリーで開催予定の次期 I L A 大会までに報告書を提出することを本委員会に対して求める決議案を採択して、今会期の本委員会の審議を終了した。

(植木俊哉)

④ 難民認定手続

シュタイン教授 (T. Stein) (ドイツ) の司会の下、先回の台北大会に引き続き一時的保護の問題が取り上げられ、報告者であるケーリン教授 (W. Kälin) により、第三中間報告書の内容について説明が行われた。報告者は、先の台北大会で、一時的保護に適した状況、保護の受益者、一時的保護と庇護手続の関係、被保護者の権利、帰還等の諸問題が取り上げられ、いくつかの点で委員会のコンセンサスが得られたとして、本報告では、(1) 負担の共有 (Burden-Sharing) と (2) 一時的保護の下にある人々に付与される権利の問題を取り上げるとした。

(1) については、UNHCRの執行計画委員会の主要な決議 (Res. No. 22, 80, 81 and 85) を引用しつつ、避難民の大規模な流入が一部の受入国、とりわけ途上国に過重な負担になっている現状から、「国際連帯と負担の共有の精神を堅持する」必要性を説く。他方で、普遍的また地域的レベルでも負担の共有に関する制度的メカニズムにつき合意はなく、本報告も特定のメカニズムを提案するものではないとする。なぜなら、保護を求める人々に対する基本的人権及び人道の尊重は国際社会の構成員すべての義務であり、負担の共有の申し合わせを条件としないからであるとする。(2) については、一時的であることを理由に人権の保障が否定されるべきでないこと、また一時的保護を受ける者が難民条約に基づく一定の権利をどの程度享受できるかという問題は、難民認定手続へのアクセスの可能性と一時的保護の期間という変数を考慮に入れた柔軟なアプローチがとられるべきだと主張する。なお、ノン・フルマンの原則はいかなる場合においても遵守されるべきだとする。

そして、こうした考え及び先回の討議の結果を踏まえて、本報告書に添付された一時的保護に関する宣言が委員会に示された。報告者によれば、この宣言案の目的は一時的保護に関する特定のモデルを示すことに主眼があるのではなく、一時的保護を導入する国に指針を与えることにあるとする。示された宣言案は第一節基本原則、第二節受益者、第三節一時的被保護者の待遇、第四節一時的保護の終了という四節・一四の原則から構成されている。

教授 (Ch. Lieb) (韓国) からは北朝鮮からの脱出者の避難民の状況が説明されるなど、フロアーから活発な意見が述べられ、最終的に今回のニューデリー大会で宣言を採択できるように決議して討議を終えた。

(坂元 茂樹)

③ 地域経済開発法委員会

本委員会は、今大会は公式の作業会合を開かなかった。その間の事情は、以下の通りである。

本委員会は、委員長および四名の報告者を擁しており、その間の連絡が必ずしもうまくいかなかったため、報告書の作成および提出が大会の二週間前にずれ込んだ。さらに委員長と位田を含む四名の報告者それに本部、特に研究主任スーンス教授 (蘭) との連絡に齟齬を来し、決議案が直前まで事務局に提出されなかったこともあって、報告書は正式の印刷に付されず、また開会直前になって一方的に研究主任により公式会合を開かない旨の決定がなされた。委員長より先に今回会議に出席していた報告者位田は、まず研究主任との間で報告書のコピーの作成及び配布と非公式会合の開催の同意を取り付けた。委員長デュティユ・ド・ラ・ロシエール教授の到着を待って、委員長と報告者位田は、研究主任にその決定の一方的なこと、この件につき委員会の誰も通知を受けておらず、また承諾も得ていないこと、委員会メンバーへの報告書の事前の回覧という点では

成されている。一節では、一時的保護に適した状況とは、外国に避難する人々の大量の流入があり、同時にこれらの人々の大部分が難民条約の意味での難民ではないが、戦争や内戦または全般的暴力状況といった一般的に危険な状況から避難する広義の難民である場合をいう、とされる(第三原則)。二節では、受益者として、上記の人々に加え、民族的、宗教上の迫害により強制的に家を迫られた集団に属する人々を含め、組織的または広範な人権侵害にさらされている人々が挙げられている(第四原則)。三節では、国家が一時的保護者による難民認定申請の審査を停止できるとし、国家は一時的保護と難民認定手続の調整を次の方法でできるとし、①難民認定の申請が却下された後の一時的保護の付与、②一時的保護と難民認定の自由選択、③一定の停止期間(例えば、二年または三年)後の難民の地位の自動認定などを挙げている(第七原則)。四節では、安全かつ尊厳を伴った帰還のための条件が述べられている(二原則)。この報告書につき、グッドウィン・ギル教授 (G. S. Goodwin-Gill) (英国) 及び本委員会の委員長であるハイルブロンナー教授 (K. Halbroner) (ドイツ) から補足の説明がなされた。

これに対し、ホフマン教授 (M. Hofmann) (ドイツ) から負担の共有がどのように可能であるかコメントリーによる説明が必要ではないかなど宣言案に対する具体的な質問が、フォンテイン教授 (J. P. L. Fonteyne) (オーストラリア) からは停止期間の二年は短すぎるので五年が適当ではないかとの意見、リ

本委員会のそばには「持続的発展の法的側面委員会」よりも早く、同委員会が公式会合を認められながら、本委員会が公式会合を認められないのは不合理であることなどを挙げて、研究主任の決定に異議を申し立てた。話し合いは平行線をたどり、本委員会は研究主任の決定を覆すことができなかったため、当初予定されていた時間に非公式会合を開くこととし、提出された報告書は今大会の公式文書としては出版されないものの、I.L.A.のウェブサイトの委員会活動の中に掲載されることとなった。かかる経緯は国際法協会の運営の透明性・公平性にも関わる問題であり、また日本支部会員が将来同様な事態を経験しないとも限らないため、やや詳細にわたって記述した。

以上の経緯の下で、七月二十八日午後非公式会合を開いた。委員長 J・デュティユ・ド・ラ・ロシエール教授 (仏) 及び報告者位田 (日) に加えて、G・ホワイット (豪)、G・マルソー (加) の二委員のほか一般会員二〇名ほどが出席した。

会合ではまず、委員長が今回の報告書の意義について述べて、第一および第二報告書と同様、今回の報告書は地域開発法の分析の基礎としての主要地域経済機構の現状を丁寧に分析していることを紹介した。委員長はさらに、これまでの三次の報告書の分析から、今後のより横断的な研究として、(一)地域経済法の「定義」の問題、(二)WTOとの両立性、特に自由貿易主義の下での地域経済開発の方法と手段、そして(三)WTOと地域経済機構との目的が類似していることからくる地域主義の意義、を方

針として略述した。

報告者位田は、今回の報告書の作成が遅れた経緯を説明して出席者の理解を求めた後、報告書の内容を簡単に紹介した。

討論に入って、ホワイ特教授から、APECとロシアの関係について質問があり、報告者及び委員長から説明がなされた。

また、出席していたストリビス(吐)氏から、サブリージョナルな経済発展枠組みの例として黒海経済協力(BSEC)の紹介があり、地域経済発展法の検討対象が多様であることをあらためて認識させるものであった。また、数名の委員より、本委員会の作業の重要性を再確認しつつ、その成果である報告書の公刊が提案され、カナダの副委員長コルドニエ氏が帰国後この点についてカナダでの出版の可能性について、助力を約束した。今後の計画について、委員等から、次回の二〇〇二年インド大会においてこれまでの各地域ごとの分析から横断的なイシュー・オリエンティッドな分析を行い、二〇〇四年のベルリン大会において最終報告書を提出する旨、説明があり、協力が求められた。

(位田隆二)

③ ワークショップ「国際組織のサブ・コントラクト」

「国際組織のサブ・コントラクト」(Sub-contracting by International Organisations)に関するワークショップは、大会最終日である七月二十九日の午前九時から約二時間にわたって開

催された。このワークショップは、国際組織がその実際の任務の遂行に参与するNGO等との協力関係をどのように構築し、それをいかに規律しているか等について検討するために開催されたものである。本ワークショップの議長は、「国際組織のアカウンタビリティ」(Accountability of International Organisations)に関する委員会の委員長であるSir Franklin Berman教授(英国)が、つとめ、Vera Gowland-Debbas教授(スイス)、Guy Goodwin-Gill教授(英国)及びSabine Schlemmer-Schulte氏(ドイツ)の三名がそれぞれ報告を行った後、質疑応答が行われた。

最初の報告者であるGowland-Debbas教授は、国際の平和及び安全の維持の分野における国際組織の活動を取り上げ、旧ユーゴスラヴィア紛争におけるセレブレニツァの悲劇に関する国連事務総長報告、一九九九年のUNICEF報告書及びコンゴ内戦に関するNATO報告書などが取り上げられている具体的状況には大きな差異があることを指摘し、とりわけ国連とその活動に実際に従事する国連加盟国との間の責任配分の問題や、国連への帰責性の問題等について「delegation of powers」「due diligence」「joint and several liability」「separate responsibility」「agency theory」「effective control」といったいくつかの重要な法的概念や法的基準等に触れつつ論及した。第二の報告者であるGoodwin-Gill教授は、具体的にUNHCRの活動を例として取り上げ、UNHCRと国連安全保障理事会との関係や、UNH

CRとの一定の協力関係の下で国際的な人道的救援活動に実際に従事しているOxfamや国境なき医師団といったNGOとの間の協力・調整のあり方などについての実情を説明し、その評価を行った。さらに、第三の報告者であるSchlemmer-Schulte氏は、国際復興開発銀行(世界銀行)による借款等の実際の業務について法的観点からこれを具体的に説明し、これらの業務の展開がどのようにして世銀システム全体のアカウンタビリティを保障するものとなっているかを詳細に解説した。

以上の報告の後、残された時間で若干の質疑応答が行われた。その中では、国連の平和維持活動に関する国連と部隊派遣国との間での責任配分の基準の問題、両者の共同責任又は連帯責任が成立する可能性、世界銀行の業務の過程における透明性と公平性の確保のための方策などについて、幅広く論議が交わされた。

(植木俊哉)

理事会・総会

理事会は、七月二十五日午前及び二十九日午前の二回開催され、総会は二十九日午前の理事会に引き続いて開催された。主な報告事項は次の通りである。

- 資料
(1) 理事会において、二〇〇二年までの任期とする本部の新ブレンヂメントとして、The Rt. Hon. The Lord Mustill (英国支部会長)を選出した。

(2) 総会において、二〇の委員会決議を採択した。

(3) 既に決定済みのニューデリー(インド)での第七〇回大会は二〇〇二年四月二日から七日にかけて開催されるとのアナウンスがなされ、また、第七一回大会は二〇〇四年にベルリン(ドイツ)で開催することを決定した。さらに、二〇〇一年三月末か四月初めにカリビアン地域(バルバドス)で地域大会が計画されている旨のアナウンスがあった。

なお、国際法協会の活動についての最新の情報は <http://www.ila-hq.org/> において入手できる。

(村瀬信也・道垣内正人)